

会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

平成24年12月6日（第1日目）

議 長（青木幸保君）

ただいまから、平成24年第4回平泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに議長から諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、監査委員から平成24年8月分から10月分までの現金出納検査の結果についての報告がありましたので、写しをお手元に配布しておきましたからご了承願います。

次に、本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表にしてお手元に配布しておきましたからご了承願います。

次に、閉会中の報告事項については、印刷してお手元に配布したとおりですので、ご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

議 長（青木幸保君）

続いて広域行政組合議会議員から一関地区広域行政組合議会の報告を求めます。

一関地区広域行政組合議会議員、大内政照議員。

2番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

それでは、一関地区広域行政組合議会の報告をいたします。

第20回一関地区広域行政組合議会定例会についてでございます。

お手元の資料24ページをお開き願います。

会期は、平成24年9月25日から平成24年9月26日の2日間でございます。

場所は、一関市役所です。

付議事件としましては、（1）報告第2号、専決処分について。（2）認第2号、平成23年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について。これは認定されました。（3）認第3号、平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。これについても認定されました。（4）議案第9号、一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは原案を可決されました。（5）議案第10号、平成24年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第

2号)。これは原案を可決しております。(6)議案第11号、平成24年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第2号)。これについても原案可決されております。

報告事項、(1) 主要な施策の成果に関する説明書でございます。

以下、報告いたします。25ページについては専決処分の報告について、25ページの裏でございます。

26ページからは一般会計、特別会計の歳入歳出決算書についての書類でございます。詳しくはお目通しを願いたいと思います。

それで、ちょっとここを詳しくします。28ページですね、こちらをちょっと説明させていただきます。これは平成23年度一関地区広域行政組合歳入歳出決算会計別総括表でございます。一般会計については、歳入決算額が31億2,669万7,991円でございます。それから歳出の決算額は30億168万7,369円でございます。歳入歳出差引残額が1億2,501万622円でございます。それから特別会計の中で介護保険特別会計(事業勘定)についてでございます。歳入については123億2,038万4,727円でございます。歳出決算額については119億9,735万3,573円でございます。歳入歳出差引残高が3億2,303万1,154円でございます。同じく特別会計の介護保険特別会計(サービス勘定)についてでございます。歳入決算額は4,705万6,653円でございます。歳出決算額が4,621万772円でございます。歳入歳出差引残高は84万5,881円でございます。それで合計しますと、歳入決算額が154億9,413万9,371円でございます。歳出決算額が150億4,525万1,714円でございます。歳入歳出差引残高が4億4,888万7,657円でございます。

29ページについては、一般会計の歳入歳出決算書でございます。これについてはお目通しを願いたいと思います。

32ページ以降は、一般会計の歳入歳出決算事項別明細書でございます。

33ページには、特に平泉町の分担金、負担金等が明記されております。この辺についてもお目通しを願いたいと思います。

52ページをお開き願います。こちらにつきましては、介護保険特別会計(事業勘定)の部分の歳入歳出決算事項別明細書でございます。これについても、53ページには平泉町の分担金が明記されておりますのでお目通しを願います。

61ページをお開き願います。こちらは介護保険特別会計(サービス勘定)の歳入歳出決算事項別明細書でございます。こちらについても61ページの裏以降、お目通しを願いたいと思います。

64ページの裏ですね、こちらについては公有財産に関する調書で、公有財産の土地、建物、物品についての記載でございます。

次に、その65ページの裏については基金についての明細でございます。

67ページをお開き願います。こちらにつきましては監査委員からの審査意見についてでございます。平成23年度一関地区広域行政組合一般会計、介護保険特別会計歳入歳出決算及び定額の資金を運用するための基金の運用状況を示す書類の審査意見についてでございます。地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成23年度一般会計、介護保険特別会計歳入歳

出決算並びに同法第241条第5項の規定に基づく定額の資金を運用するための基金の運用状況を示す書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。ということで監査委員お二方から、一関地区広域行政組合管理者、一関市長勝部修に対しまして意見書が出されております。意見書については68ページ以降をお目通しを願います。

68ページをちょっと読みますと、審査結果については、予算議決の趣旨に沿い、適正かつ効果的に執行されていると認められた。それから適正に管理されているものと認められたということで、問題なく運営されているという審査意見でございました。

次に80ページをお開きください。これは一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について記載されております。これについてもお目通しを願います。

81ページにつきましては、平成24年年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）でございます。これについては8,178万円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億258万4,000円とするという補正予算でございます。これについても詳細についてはお目通しを願います。

83ページについては、介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ393万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ138億379万8,000円とし、またサービス勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,660万7,000円とするという補正予算でございます。明細については以下のページをお目通し願います。

87ページをお開き願います。平成23年度決算に係る主要な施策の成果に関する説明書でございます。これ以降について、87ページの裏からお目通しを願います。

以上で報告を終わりますが、もしご質問等あれば後日お伺いいたしますので、よろしく願います。

議長（青木幸保君）

これで広域行政組合議会議員からの報告を終わります。

次に、広域連合議会議員から岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員、石川章議員。

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

それでは、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。

102ページをお開き願いたいと思います。

平成24年11月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会。

期日、平成24年11月19日、午後2時から。場所、岩手県自治会館。

付議事件、（1）認定第1号、平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、原案のとおり認定されました。（2）認定第2号、平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定でござい

す。これも原案のとおり認定されております。(3) 議案第13号、損害賠償請求事件における和解の専決処分に関し承認を求めることについて、原案のとおり承認されております。(4) 議案第14号、平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)、これも原案のとおり可決されております。(5) 議案第15号、平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、これも原案のとおり可決されております。

それから報告事項でございますが、多岐にわたっておりますのでお目通しをお願いしたいと思います。

それでは103ページ、認定第1号、平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて認定する。平成24年11月19日提出。岩手県後期高齢者医療広域連合長、谷藤裕明。

110ページの裏、総括表でご説明を申し上げます。款項同額の場合は項で報告いたします。

1款分担金及び負担金、収入済額で報告いたします。1億8,010万円。2款国庫支出金9億3,396万2,350円。3款県支出金109万4,350円。4款財産収入123万6,322円。6款繰入金650万9,059円。7款繰越金1,452万6,843円。8款諸収入59万2,149円。歳入合計11億3,802万1,073円でございます。

次に歳出の方ですが、1款議会費107万9,395円。2款総務費11億2,314万9,189円。3款民生費218万8,700円。歳出合計で11億2,641万7,284円でございます。

103ページの裏をお開き願いたいと思います。認定第2号、平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定でございます。平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見をつけて認定する。平成24年11月19日提出。岩手県後期高齢者医療広域連合長、谷藤裕明。

115ページの裏をお開き願いたいと思います。総括表でご報告申し上げます。1款市町村支出金213億9,397万8,692円。2款国庫支出金490億1,491万5,470円。3款111億7,617万2,398円。4款支払基金交付金559億6,311万3,000円。5款特別高額医療費共同事業交付金1,365万6,407円。8款繰入金10億3,022万7,119円。9款繰越金51億732万2,575円。11款諸収入1億5,760万1,794円。歳入合計1,438億5,698万7,455円でございます。

次に歳出の方でございますが、1款総務費2億5,943万5,576円。2款保険給付費1,354億5,162万3,260円。3款県財政安定化基金拠出金1億2,288万4,350円。4款特別高額医療費共同事業拠出金1,163万2,785円。5款保健事業費2億1,593万6,892円。8款公債費ゼロ。9款諸支出金25億6,014万3,629円。10款予備費ゼロ。歳出合計1,386億2,165万6,492円でございます。

104ページをお開き願いたいと思います。議案第13号、損害賠償請求事件における和解の専決処分に関し承認を求めることについて。地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。平成24年11月19日提出。岩手県後期高齢者医療広域連合長、谷藤裕明。

専決処分書。損害賠償請求事件における和解について、特に緊急を要するため議会を招集する

時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成24年8月21日。岩手県後期高齢者医療広域連合長、谷藤裕明。

損害賠償請求事件における和解について。平成23年2月23日議決を経て岩手県後期高齢者医療広域連合が独立当事者として参加した係争中の盛岡地方裁判所花巻支部平成22年（ワ）第125号事件において、岩手県後期高齢者医療広域連合が請求する医療費の全額を被告が支払うことを認めた場合、和解するというごさいます。

104ページの裏でございます。議案第14号、平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）。平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,060万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,364万4,000円とする。

105ページの第1表、歳入歳出予算補正でございすが、補正額で申し上げます。7款繰越金が1,060万3,000円。歳入合計1,060万3,000円でございます。

裏のページをお開きください。歳出、2款総務費、補正額530万2,000円、1項総務管理費530万2,000円。4款予備費530万1,000円。歳出合計1,060万3,000円でございます。

次に、議案第15号、106ページをお開き願いたいと思います。平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30億3,889万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,442億9,215万1,000円とするものでございす。

裏のページの歳入歳出予算補正の歳入の方を報告いたします。補正額で申し上げます。1款市町村支出金、補正額2,999万3,000円、1項市町村負担金2,999万3,000円でございます。それから9款繰越金30億890万2,000円、1項繰越金30億890万2,000円。歳入合計30億3,889万5,000円。

107ページの歳出でございす。9款諸支出金、補正額で申し上げます。24億4,091万7,000円。10款予備費5億9,797万8,000円。歳出合計30億3,889万5,000円でございます。

以上です。詳細につきましては、この続きに記載されておりますのでお目通しをお願いいたします。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

議長（青木幸保君）

これで広域連合議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告をお願いいたします。

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは行政報告を行いたいと思います。

諸報告の149ページをお開き願いたいと思います。

9月15日、リレーフォーライフの開会式がございました。これは癌患者への理解と支援者との交流を行うということで、岩手県で初めて行われまして、観自在王院で夜通し行われたと、丸一日の行事でございました。

翌16日、平泉町敬老会。今年は平泉小学校の体育館で行われまして、80歳以上の方々366人の出席・参加をいただきまして盛大に行われたところでございます。

9月23日、「ミュージカル平泉」平泉公演ということで、一関市をはじめとする一般の方々、素人の方々でございましたが、平泉の生い立ちを描いた内容でございまして、素人とは思えない大変すばらしい演技で、約500人の観客を魅了したところでございます。会場は平泉小学校の体育館で行われました。

9月27日、鶴屋百貨店、これは熊本県熊本市にありますデパートでございますが、そこで「中尊寺展」ということで開催されまして、この中で平泉の文化というふうな部分も併せて展示をされておりまして、そこの社長等々にごあいさつをしたところでございます。

翌28日に馬場商店を訪問しております。これは川屋敷にある旧鉄工所跡にですね、工場を出しているところの本社の方にごあいさつにいったところでございます。

同じ日に天草市長に表敬訪問いたしました。天草では長崎の教会群の構成資産があるということで、それぞれ世界遺産について意見交換をしたところでございます。

翌29日、岡藩城下町400年記念式典ということで招待をいただきまして、平泉の世界遺産とまちづくりについて講演をしてきました。

10月1日、いわて南牛枝肉共励会、購買者との懇談会がありまして、翌2日には共励会がございまして、いわて南牛は大変上物率が高いということで、大変評価は高かったということでございました。

10月5日、弁慶まつり。これにつきましては和歌山県田辺市におきまして、今年が姉妹都市締結30周年ということで、春の藤原まつりに弁慶一行が、市長をはじめですね、参加していただいたということで、向こうの弁慶まつりに、弁慶ゲタ踊りというところにですね、私も一緒に参加させていただいて、市長と市役所の一行とそれぞれ平泉をPRしながら参加をさせていただきました。

次のページでございます。10月13日、東北ブロック・ユネスコ活動研究会岩手大会in平泉ということで、東北6県プラス新潟の方々平泉でそれぞれ研究会を行ったところでございまして、実は昨年予定でしたが震災の関係で1年遅れといたしますか、今年に開催されたところでございます。

翌14日、黄金祭がございまして、今回は20回目という記念するお祭りでございます。地域の方々、町内の各種団体の協力で盛大に行われたところでございます。

同じ日に一関地方育樹祭が西行桜の森で行われております。

10月17日、全国史跡整備市町村協議会大会がございまして、これにつきましては私が県の会長をしているところもありまして、あとは昨年この大会の全国大会を平泉で行う予定でしたが、

震災の関係でできないということもありまして、お詫び方々この大会に出席をしてきたところでございます。

10月20日、江東区民まつり。2日間にわたりまして平泉の物産、野菜、リンゴ、はっと、米などを販売をいたしまして、更には世界遺産のPRを行って、深川の皆様方と交流をしてきたところでございます。

10月22日には、内藤代表監査委員が全国町村監査功労賞を受けたということで、受賞報告をいただいております。お祝いを申し上げたところでございます。

10月25日、道の駅「平泉（仮称）」ということでございますが、施設整備検討委員会の初会合をこの日に行っております。

同日、国際会議IFUNA平泉大会ということで、これは歯科医といいますか、歯科の先生方の国際大会ということで開会セレモニーを平泉で行っていただいております。ご挨拶を申し上げたところでございます。

翌26日には、暫定リスト登載にかかる県市町4者協議ということで、拡張登録の今後の体制、そしてスケジュールについてご協議をしたところでございます。

翌27日、義経・与一・弁慶・静合同サミットin吉野ということで、これは昨年当町でこのサミットを行っております。4人それぞれの偉人ということでそれを称え、今後も交流しようということで行われたものでございます。

10月29日、岩手県大阪事務所、名古屋事務所、そして名古屋市長に表敬訪問したところでございます。これは帰り足ということで、それぞれ大阪事務所、名古屋事務所には企業誘致なり観光客の誘致についてお願いをしてきたところでございますし、名古屋市長、河村たかし市長と面談をしてきたところでございます。

次のページになります。10月31日復興副大臣が当町に訪れまして、除染対策、風評被害等について意見交換をしたところでございます。

11月2日、岩手病院創立70周年記念式典が行われまして、地域の医療の充実に貢献していただいたということで感謝を申し上げてきたところでございます。

11月3日、ひらいずみ芸術文化祭の開会式ということで、2日間、平泉小学校の体育館と幼稚園園舎を利用した文化祭が行われました。町民、子供たち及びサークル等の作品が一堂に会しての展示が行われたところでございます。入場者数は2,000人ということで、昨年よりも大変大幅な入場者数でにぎわったところでございます。

同じく3日は町勢功労者表彰式ということで、地方自治功労として阿部幸一氏、民生功労として佐々木秀圓氏、教育功労として南館廣太郎氏を表彰したところでございます。

11月4日、ひらいずみ産業まつりが行われまして、大変多くの方々でにぎわいました。一緒に商工業まつり、JAいわて南平泉まつりも同時に開催したところでございます。あとその時に平泉の特産品コンクール2012というところで表彰を行いまして、これは初めて行われたので今回はリンゴを使った特産品ということで、それぞれ優秀な作品について賞を差し上げたところでございます。

11月5日、6日と世界遺産条約採択40周年記念最終会合がございました。これは2月にこの40周年記念のスタートが当町で行われまして、その最終ということで、今回は60カ国から約600人の参加で盛大に行われたところでございます。私からすれば、パリでいろいろお世話になりましたユネスコの全権大使の木曾大使等々ですね、外務省、文化庁の方々に御礼を申し上げてきたところでございます。

11月10日、イメージフレグランスコンテスト表彰式ということで、これは日本アロマ環境協会というところが主催して、平泉の香りを題材にしまして、それぞれ全国から179点の香りの応募がありましてその表彰式がありました。今、その香りについては文化遺産センターで展示しておりますので、どうぞ機会があれば嗅いでいただければと思います。

11月14日、東京電力と町村長との意見交換ということで、町村会で主催した意見交換会が行われました。損害賠償関係が遅れているということで、それぞれの首長方から、それ以外のことでもあったのですが、大変多くの要望、提言等があったところでございます。

11月16日、社会福祉法人幸得会創立20周年ということでお祝いを申し上げたところでございます。

11月17日には百歳到達者ということで、瀬原の高橋ハツエ様が百歳を迎えられるということで記念品を贈呈したところでございます。自分の身のまわりは自分でしているということで、大変元気な百歳、高橋さんでございました。

11月18日、一関地区支部の消防連合演習が今年は一関市の総合体育館を会場に行われました。当町からも消防団がそれぞれ参加をいたしまして、訓練、演習等に参加しております。

11月20日、全国史跡整備市町村協議会臨時大会がございまして、これにつきましてはは来年度の予算要求についてそれぞれ決議を申し上げ、関係する省庁にそれぞれご要望を申し上げたところでございます。

次のページになります。11月21日、全国町村長大会が行われまして、NHKホールで行われております。それに参加をさせていただいております。

同じ日に北東北三県ということで、秋田、青森の町村長方と研修会、そして交流会を行ったところでございます。

11月22日でございます。観光地所在町村協議会の理事会、総会が東京で行われまして、それぞれ観光地が抱える問題、これからやらなければいけないということも観光庁の方へそれぞれ要望をしたところでございます。

翌23日、幸田町防災シンポジウムということで、7月に災害時応援協定の締結をしました幸田町で、幸田町がそれぞれ締結している、平泉を含む5市町でシンポジウムが行われ、平泉のPR等々を行って交流もしてきたところでございます。

11月29日、グッドデザイン賞お祝い会ということで、これは公益財団法人日本デザイン振興会が主催しておりますグッドデザイン賞、これを今回、平泉中学校の生徒がデザイナーを行って、こういう形の町は初めてだと、向こうから来た協会の方から話がありました。みんなで作るん台という椅子とかですね、台が今回賞にいただいたということで、実は11月21日に東京

ビックサイトで表彰式がありまして、その伝達式も併せて行ったところでございます。

1 1月30日に災害対策専門研修「トップフォーラムin岩手」ということで、これは全国それぞれ持ち回りといいますか開催していますが、今年が岩手県ということで、全国で17番目の開催ということで、トップとしての心がけ、災害に向けての心がけについて研修をしてきたところでございます。

1 2月2日、「放射線による健康影響等について」の講演会を行っております。これは町主催で、講師に環境省の除染情報プラザの泉先生をお招きいたしまして、放射線の基礎、食品の安全、あとは除染活動について詳しくご講演をいただいております、町民の方々からもですね、疑問に思っていることなどが質問に出され、いずれ明快に答えていただいたというところでございます。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

以上で町長の行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

それでは暫時休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

議 長（青木幸保君）

再開をいたします。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（青木幸保君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、6番、石川章議員及び7番、小松代智議員を指名します。

議 長（青木幸保君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月13日までの8日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配布した会期日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

議長(青木幸保君)

日程第3、請願第4号から日程第5、請願第6号まで、請願3件を一括議題とします。

請願第4号、放射能による健康被害から子どもたちを守るためにホールボディカウンターによる放射線内部被ばく検査を求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

1番、升沢博子議員。

1番(升沢博子君)

請願第4号、放射能による健康被害から子どもたちを守るためにホールボディカウンターによる放射線内部被ばく検査を求める請願。

請願者、住所、平泉町平泉字花立214-1。氏名、子どもたちの未来を考えよう平泉の会代表、遠藤セツ子。

紹介議員、私、升沢博子、小松代智、以上2名が紹介議員となっております。

一、請願の趣旨。私たち「子どもたちの未来を考えよう平泉の会」は住民運動として、昨年3月11日の大地震、大津波で東京電力福島第一原子力発電所が破局的な事故を引き起こし、放射性物質を広く飛散させて以来、子どもたちの健康を守りたい気持ちで、放射能についての学習会を重ねてまいりました。

平泉町は一関市、奥州市とともに国の「汚染状況重点調査地域」に指定されたこともあり、町民の間にも被ばくの心配がより深刻になってきました。空気、水、食品などを通しての内部被ばくは、たとえ低線量でも長年その生活を続けることによって起こる健康被害は自分のみならず、子孫への影響ははかりしれないものがあります。

つきましては、次世代を担う子どもたちの健康を守るために、また、内部被ばくに対する不安を払しょくするために、ホールボディカウンターによる内部被ばく線量測定検査をお願いしたいと考えます。

二、請願の理由。26年前に大きな原発事故を起こした旧ソ連のチェルノブイリ周辺3国(ベラルーシ、ウクライナ、ロシア)では、現在も汚染地に住む被ばくした親から生まれた子どもたちの健康悪化が報じられています。

そのようにならないためには放射線内部被ばく検査が欠かせません。検査で見つければ、食事

の指導や抵線量地での保養などを通して体内の放射線量を減らすことができます。

幸い、福島県平田村にある医療法人誠励会が経営するひらた中央病院では18歳以下の子どもたちを無料で測定しております。放射線内部被ばく検査協定を締結すれば19歳以上の人は通常半額で検査を受けることができます。

医療法人誠励会と協定を締結した上でホールボディカウンターによる放射性内部被ばく検査を受け、子どもたちの健康を守るような取り組みをお願いいたします。

三、請願事項。1、放射能による健康被害から子どもたちを守るためにホールボディカウンターによる放射線内部被ばく検査を求めること。2、福島県平田村にあるひらた中央病院と放射線内部被ばく検査協定を締結すること。

以上でございます。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

議長（青木幸保君）

次に、請願第5号、医療従事者の増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める請願書について、紹介議員の説明を求めます。

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

医療従事者の増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める請願書でございます。

紹介議員は、石川章議員、升沢博子議員、小松代智議員、そして私、高橋幸喜でございます。

次のページをお開き願います。

請願者は、全日本国立医療労働組合岩手支部支部長、藤原広子でございます。事務局が、一関市山目字泥田山下48、独立行政法人の国立病院機構岩手病院内でございます。

医療従事者の増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める請願書。

請願要旨でございます。東日本大震災では、「医療崩壊」「介護崩壊」の実情が改めて明らかになり、その中で医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになりました。

厚生労働省が5局長連盟で2011年6月17日に出した「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについての通知（5局長通知）」では、「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤・交替制労働者等の勤務環境改善は、喫緊の課題」としています。安全・安心の医療・介護のためにも、看護師など夜勤・交替制労働者の増員と、労働環境の改善のために、法規制が必要です。

震災からの復興、地域医療再生のためにも、医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、国民の負担を減らすことが求められています。

以上の趣旨から、医師・看護師等の増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の拡充を図るため、下記事項につき、地方自治法99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるようお願いいたします。

1. 医療・介護現場の過酷な労働改善のために、「5局長通知」に基づき、看護師など夜勤交替制労働者の労働時間の短縮、時間外労働の削減、長時間夜勤の規制、勤務から勤務までの間隔

を12時間以上開けることなど、実効ある施策を講じること。

2、医療、社会保障予算を先進国（OECD）並みに増やし、医師・看護師・介護職員等がゆとりを持って働ける水準に増員すること。

3、医療・介護の国民負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

請願理由。上記の要旨のように、政府による法規制など、実効のある労働環境の改善等が図られる必要があり、平泉町議会より意見書を発して頂きたい。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

次に、請願第6号、「平泉文化ホール」の早期建設についての請願について、紹介議員の説明を求めます。

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

請願第6号、代表者、住所、平泉町花立44。団体名、平泉町芸術文化協会会長、浅利和昭でございます。紹介議員は、佐々木雄一、私でございます。

要旨、「平泉文化ホール」を早期に建設していただきたい。

理由、私達、芸術文化協会の舞台部門発表会は、発足当初より平泉郷土館（現文化遺産センター）のふれあいホール。民間施設の平泉レストハウスの三階ホール。

その後、平泉小学校体育館建設において町の御理解もあり稼動椅子の設置。フタバ平泉様の御厚意により、緞帳のあるステージで観客の皆様には何とか、発表会らしい雰囲気を作り出せるまでになって現在に至っています。

しかしながら、ここ数年使用させて頂いて不備な点を出演者より多く指摘される様になりました。

第1には、暖房の事です。

発表会は、例年2月の厳寒期に開催されています。観客席の両サイドから吹き出し口が遠い事もあり、床面に近い所は膝掛け等がないと、寒さに耐えられない状態です。

第2には、楽屋設備がない事です。

現状は椅子脇を幕で仕切ったり、幼稚園のホールに御座を敷き、多くの団体が間仕切りも無く使用しているのです。

第3には、リハーサル室がない事です。

出演者は、本番前に自分の舞等の動作を確認する訳ですが、人目を気にしながら行なっています。

第4には、音響、照明設備が不足している事です。

音響設備に関しては外注で行っておりますが、体育館であり音楽を聴いていただくには最善とは言いがたく。さらに、照明は天井のライトのみで、スポットライトが効果的に使用できない状態です。

第5には、駐車場の無い事です。

観客の皆様はもとより、出演者は舞台道具を抱えて難儀して運ばなければなりません。学校の駐車場が一杯になれば、毛越寺駐車場は貸して貰えますが、少し遠く高齢者にとっては不便です。

私達の上部組織として、「いわい地方文化団体協議会」があります。その会の主催による、民謡、民舞踊りの集いの発表会とコーラス部門の発表会は、会場持ち廻り開催が原則としています。しかし、上記の理由（特に第2、3、4）でお断り申し上げた経緯があります。

体を動かすことも勿論大事ですが、生涯学習、老化予防の観点からも『文化ホール施設』を建設して頂き、ここを拠点として町民の心の豊かさ、精神面の充実を目指すのも町としての役割だと思います。

世界文化遺産登録後、度々開催される文化講演会等にも、その効果を最大限発揮出来るものと確信する次第です。

『文化ホール施設』建設により、町内外に自他共に誇れる平泉町の姿になるものと思いますので、よろしく願い申し上げます。

以上ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（青木幸保君）

これで紹介議員の説明を終わります。

お諮りします。

この請願については、議会運営委員会の協議に基づき議長において所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第4号及び請願第5号並びに請願第6号については、総務教民常任委員会にそれぞれ付託して審査することに決定しました。

議長（青木幸保君）

日程第6、承認第6号、平成24年度平泉町一般会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、承認案件1件についてご説明を求めます。議案書1ページをお開きください。

承認第6号、平成24年度平泉町一般会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてでございます。これにつきましては2ページにありますとおり、平成24年度平泉町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分したものでございます。

平成24年度平泉町一般会計補正予算（第4号）。平成24年度平泉町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ686万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4,548万9,000円としたものでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

日程第6、承認第6号について、ただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は最終日の本会議で議決することに決定しました。

議長（青木幸保君）

日程第7、議案第57号から日程第18、議案第68号まで、条例案件3件、補正予算案件9件、以上合計12件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、条例案件3件、補正予算案件9件についてご説明を申し上げます。

初めに、条例案件についてご説明を申し上げます。

議案書6ページをお開きください。

議案第57号、平泉町町税条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、医療費及び介護納付金の増額に伴い、国民健康保険財政を維持するため、国民健康保険税の税率改正を行おうとするものでございます。

次に、7ページをお開きください。

議案第58号、平泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例でございます。

提案理由でございますが、東日本大震災からの円滑かつ迅速な復興を推進するため、産業集積の形成及び活性化を図ることを通じて雇用機会の確保に寄与する事業者に対し、固定資産税の課税を免除しようとするものでございます。

次に、8ページをお開きください。

議案第59号、平泉町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例でございます。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う水道法の一部改正により、所要の整備を図ろうとするも

のでございます。

次に、補正予算案件についてご説明申し上げます。

10ページをお開き願います。

議案第60号、平成24年度平泉町一般会計補正予算（第5号）でございます。平成24年度平泉町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,377万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億6,926万8,000円としようとするものでございます。

続きまして、27ページをお開き願います。

議案第61号、平成24年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成24年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ897万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,249万8,000円としようとするものでございます。

次に、32ページをお開き願います。

議案第62号、平成24年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成24年度平泉町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ111万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,845万6,000円としようとするものでございます。

次に、34ページをお開き願います。

議案第63号、平成24年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成24年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,093万1,000円としようとするものでございます。

次に、36ページをお開き願います。

議案第64号、平成24年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成24年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,674万8,000円としようとするものでございます。

次に、38ページをお開き願います。

議案第65号、平成24年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成24年度平泉町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ297万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,402万6,000円としようとするものでございます。

次に、41ページをお開き願います。

議案第66号、平成24年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成24年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

る。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,098万2,000円としようとするものでございます。

次に、43ページをお開き願います。

議案第67号、平成24年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成24年度平泉町の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ272万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,497万3,000円としようとするものでございます。

次に、47ページをお開き願います。

議案第68号、平成24年度平泉町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、平成24年度平泉町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成24年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、支出とも補正予算額でご説明申し上げます。収入、第1款水道事業収益55万円、支出、第1款水道事業費用55万円。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議をお願いを申し上げます。

議長（青木幸保君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

日程第7、議案第57号から日程第18、議案第68号まで、町長から説明のあった議案、条例案件3件、補正予算案件9件、以上、合計12件につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め議決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号から議案第68号まで、条例案件3件、補正予算案件9件、以上、合計12件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定しました。

議長（青木幸保君）

日程第19、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

通告1番、高橋幸喜議員。登壇質問願います。

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

先に通告しておりました2点について町当局の考えをお聞きしたいと思っております。

第1点目といたしまして、町営住宅の現状と施策についてであります。

日本列島は、少子高齢化と人口減少に歯止めがかからず、その弊害が随所に現れてきております。更には原発問題やデフレ対策等、国政に携わる者の思い切った発想の転換が求められている

現在、4日公示の衆議院選挙は、未来を占う重要な選挙であるというふうに誰しもが考えていることと思います。

本町も同様、人口減少が続いております。このままでは、いわゆる準限界集落や限界集落に陥る部落が出るのも、そう遠くのことではなくなってきております。その現象による様々な弊害が予想され、夢と希望と意欲の後退が町民に出てきているのではないかと危惧しております。

そのような中、高度成長を発展しグローバル化した現代社会環境の中で、住民のライフスタイルも多種多様化しまして、住民は好きな住環境が整った地域を自由に選択し、選択できる幅が拡大しました。反面、住環境も含めた行政サービスの低いところには人も集まってこない、質の高いアメニティが求められていると考えます。

幸い町長は、誰もが住みたくなるまちづくり、訪れてみたくなるまちづくりを提唱しています。今こそその施策を強力に推し進めることが喫緊の課題であります。定住化対策による人口減少への歯止め策、それを発展しての人口増の策、特効薬の一つに町営住宅の活用が最善と私は考えます。

デフレによる賃金の減少で、本町の住民はもとより近隣市町村の住民も大変苦しんでおります。安価で入居できる町営住宅の土地も含めた整備を早急に行うことが必要と考え、先に通告しておりました7項目について、町長の考えをお聞きしたいと思っております。

次に、国民健康保険事業の現状と運営についてお聞きしたいと思っております。

本町における国民健康保険会計は、年々増加する保険給付費の増大で国民健康保険財政調整基金が減少し、5年ぶりの税率改正を今議会に提出されましたが、主な理由として、保険給付費の過去3年間の平均5%以上とする基金の保有が必要とのことで改正に踏み切ったわけですが、多くの被保険者は、デフレ経済の中、所得が減少し生活が困窮している現在、また、消費増税の施行が目前に迫る中、国保税の引上げが家計に与える影響は計り知れないものがあります。政府が進めている税と社会保障改革がなかなか進まず、先も見えないのが現状であります。市町村が行う国民健康保険の制度や、特別会計の趣旨からすればやむを得ない措置とはいえ、滞納者の増大による収納率の低下が懸念されるところであります。

そこで、先に通告しておりました5項目による町長の考えをお聞きしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

議 長（青木幸保君）

高橋幸喜議員にお話しますが、質問の第1点7項目、質問の第2点の5項目を質問してください。通告していたということではなくて、通告は通告ですけれども、質問の項目を質問してください。

5 番（高橋幸喜君）

分かりました。それでは先の町営住宅の現状と施策についてのことでございます。

1番、新平泉町総合計画の「新規住宅建設計画」の進捗状況は、どのようになっているのであるか。2番、築46年、老朽化住宅も含めた適正管理と整備検討はどのように考えているのか。3番、定住化対策と町営住宅との整合性をどのように考えているのか。4番、売却可能資産（平

成23年度)の見通しと手法、公債比率への与える影響はどのように考えているのか。5番、入居募集と入居手順の現状はどのようになっているのか。6番、各団地の年間入居率と向上策の実施状況はどのように行われているのか。7番、遊休地の活用策はどのように考えているのか。これが町営住宅の現状と施策についての7項目でございます。

続きまして、国民健康保険事業の現状と運営についての5項目について。

1番、保険税の負担適正額を本町の場合はどういうふうに考えているのか、どのくらいの額に考えているのか、考えをお聞きしたい。2番、法定外繰入金の考え方をどのように考えているのか。県内では10市町村が入れているという地域もございます。それに対してはどういう考えをお持ちなのか、その辺をお聞きしたい。3番、医療費の抑制策の実施状況はどのように行われているのか。4番、特定健康診査受診率の向上策の実施内容についてお聞きしたい。5番、健康保険税の現状と今後の負担の見通しについて。以上、この5点について国民健康保険事業の現状と運営についての五つの項目でございます。よろしくお願いいたします。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、高橋幸喜議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町営住宅の現状と施策についてでございます。

一つ目の新平泉町総合計画の「新規住宅建設計画」の進捗状況についてでございます。

新平泉町総合計画における目標、指標といたしまして、年間新規住宅建設戸数を掲げておりますが、毎年度、前年度比10%増を目標としております。平成23年度の実績は16戸、平成24年度は11月末現在で16戸となっております。前年度は震災の影響もあり目標の18戸には及びませんでした。市街地整備や、民間による住宅建設の促進により新たな住宅地の形成を推進して参りたいと考えております。

次に、老朽化住宅も含めた適正管理と整備検討につきましては、現在、町営住宅は7団地、211戸を管理しており、中には築40年を経過した住宅もあり、適宜修繕により対応しているところでございます。

現在、新規で入居を募集している団地は、高田前団地と上野台団地の2団地でございます。泉屋、大沢、花立及び大佐団地につきましては、大規模改修が困難な状況にございますので、築年数の若い上野台団地や長寿命化計画により耐久化しております高田前団地への住替えを斡旋し、集約的な町営住宅の管理に努めているところでございます。

また、町営住宅の整備検討については、住宅困窮者の状況、民間賃貸住宅の需給、家賃等の市場の状況を分析した上で、公的な支援により居住の安定の確保を図るべき世帯数の把握に努め、公営住宅用地の活用方法について検討して参りたいと考えております。

次に、定住化対策と町営住宅との整合性についてのご質問でございます。

定住化対策につきましては、町全体で取り組むべき重要な課題でありますことから、平成24年2月に平泉町少子定住化対策推進本部設置要綱を定め、プロジェクトチームを立ち上げ、医療

費助成、税の優遇措置や農業後継者等の担い手対策、企業誘致、市街地整備など課題を整理、検討しているところでございます。今後も引き続き少子定住化対策に結び付く施策の検討を進めて参りますが、それらの対策と並行して、これらの具体的な受け皿となります住宅の確保は重要な課題となっております。

議員ご指摘の町営住宅との整合性についても、施策の検討と併せ平泉町少子定住化対策推進本部会議や、プロジェクトチームにおいて検討して参りたいと考えております。

次に、売却可能資産の見通しと手法、公債比率への影響についてのご質問でございます。

当町では、平成21年度から財務書類4表を作成し公開してきております。議員ご指摘の売却可能資産につきましては、当時、集中改革プランの歳入確保対策に位置付けられていた未利用財産の処分対象地であります高館団地や花立住宅跡地などを引き続き売却可能資産と位置付けて貸借対照表を作成しております。なお、平成21年12月定例議会において、議員から町有地における遊休地の活用方策についての一般質問をいただき、当時、未利用財産の活用方針等について回答しておりますが、現時点においてもその方向性は変わっておりません。

また、公債比率の影響ということですが、実質公債費比率につきましては、先の9月定例議会で報告したところでございますが、平成23年度決算数値で15.6%と、目標としておりました18%未満を達成することができました。仮に平成24年度に土地の売却が行われ、その収入を起債の償還に充当することができれば、実質公債費比率は更に低くなるものと考えております。

次に、入居募集と入居手順の現状につきましては、町営住宅に空き家が出た場合、施設修繕をし、期間を定め、広報及び町のホームページに募集要領を掲載する公募方式としております。住宅困窮要件、同居親族要件、収入基準などの入居資格の審査を経て入居許可を決定し、また、一つの募集に対し複数の応募があった時は、抽選により入居者を決定しております。

高田前団地につきましては、一定期間の募集では申込みがなかったため今年度は募集期間を長期に設定し、先着順の審査、入居許可という取り扱いをしております。入居許可を受けた方は、10日以内に入居手続きをする流れとなっております。

次に、各団地の入居率の向上策の実施状況についてでございます。

管理戸数211戸に対し、平成23年度末の入居戸数は175戸、率にいたしまして82.9%となっております。平成24年度11月末現在の入居戸数は179戸、84.8%とやや改善はしております。先に述べましたとおり、高田前団地の空き家解消を図るため募集形態を工夫するなどの向上策を講じているところでございます。修繕を主とした良好な居住環境の形成に努め、また、国庫補助金を利用した公営住宅ストック活用により住居ニーズにあった町営住宅となるよう管理をして参りたいと考えております。

次に、遊休地の活用策につきましては、公営住宅用地のうち花立住宅の一部が住宅跡地となっておりますが、建設車両や資機材の保管場所として使用しております。また、観光繁忙期には臨時駐車場として今年度から利用しているところでございます。

鈴沢団地は現在、入居者が不在となりましたので、新年度において住宅を解体し跡地利用について検討して参りたいと考えております。

次に大きな2番目でございます。国民健康保険事業の現状と運営についてでございます。

初めに、国保税の負担適正化のご質問でございます。

本町の国保財政は、被保険者の高齢化や医療の高度化等により保険給付費等が増加している一方、国保税は経済不況の影響などにより必要額の確保が困難な状況にあり、また、収支状況においても単年度収支の赤字額が増大し、その赤字額の補てんを国保財政調整基金の取崩しを行って対応してきたため、平成20年度末に4,000万円を超えていた財政調整基金は、平成23年度末で3分の1程度の1,400万円あまりまで減少していることなどから、保険者である町の責務として、国保財政の収支不均衡を改善し、国保事業が安定的に運営継続できるよう歳出を賄う歳入財源を確保するために、やむを得ず国保税率を改正することとしたものでございます。

加入者にとりましては所得に対する税負担率が上昇することになりますが、後期高齢者医療制度が創設された平成20年度以来5年ぶりの改定となることもあり、現在の保険給付費分の所得割について見ますと、4.5%という数値は、33市町村中33位という最低の税率となっており、本改正案の負担水準を近隣市町村と比較した場合においても、平成23年度に税率改正を実施した奥州市及び金ヶ崎町の決算状況と比較いたしましても、被保険者一人当たり調定額、1世帯当たり調定額とも、両市町の水準を下回ることとなります。

国保事業は独立した特別会計で運営され、目的税である国保税や国、県、町からの公費負担他、保険者における現役世代からの支援等により成り立っているものである以上、保険給付費が増加傾向にある状況においては、応分の負担を国保加入者の方々にお願いせざるを得ないと考えております。

次に、法定外繰入れの考え方についてでございます。

法定外繰入れにつきましては、結果として国保加入者以外の町民が国保運営に係る費用を負担することになること、また、市町村国保の都道府県単位化が進められている中で、県が策定する国保の広域化指針では、統一保険料の設定には各市町村における法定外繰入れの解消が必要とされているところであります。

このような観点から、今回の税率改正にあたり税率調整のために一般会計からの法定外繰入れを行うことは、現時点では考えておりません。

次に、医療費の抑制策についてでございます。医療費適正化の取り組みといたしましては、医療機関から請求に係る診療報酬明細書の点検、いわゆるレセプト点検を毎月実施している他、国保加入世帯に対し、年6回の医療費通知を行い医療費節減の意識啓発を図っているところでございます。このうちレセプト点検の内容点検の効果額は、平成22年度が85万5,000円、平成23年度が172万円となっております。平成25年度からは後発薬品、いわゆるジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果額を医療費通知に盛り込む事業を実施する予定としており、医師会や関係機関、被保険者の理解を得られるよう調整を図りながら、患者負担の軽減と医療費削減に努めていくこととしております。

また今後は、頻回、重複、受診者への訪問指導などにも力を注ぎ、総合的に医療費の抑制策を進めて参りたいと考えております。

次に、特定健康診査受診率向上策でございます。

周知方法等については、広報や防災行政無線の活用をはじめ、保険証の更新時期におけるパンフレット封入等により広く受診の重要性をPRしております。また、土・日、休日等における特定健診の実施や、追加健診日を設定するなど受診機会の拡充に努めており、受診率は、平成22年度が特定健診38.2%、平成23年度が特定健診37.67%となっております。平成24年度につきましても、受診機会の拡充や未受診者への受診勧奨等を行ったところですが、受診者が前年度より10人減となっており、受診率が若干下がったところでございます。

今後は癌検診など、各種検診と併せて受診しやすい条件整備や、未受診者対策などに取り組み、一層の受診率向上に努めたいと考えております。

また、病気にかからない健康づくりも肝要であることから、地域に根ざした健康増進事業などにも取り組み、国民健康保険の加入者を含め、町民が自ら健康づくりに関心を持ち行動できるような意識醸成も図りたいと考えております。

次に、健康保険税の現状と今後の負担見通しでございますが、国民健康保険は加入者が自営業、農業者、年金生活者などの他、会社を解雇された方や非正規雇用の方で構成され、国民皆保険制度を維持する上で、生活保護受給者を除き、社会保険などに加入されていない全ての方々を受け入れる最終的な受け皿となる医療保険であります。今後の国保財政運営にあたりましては、未収金対策や医療費適正化対策など、健全化に努めた取り組みに引き続き努力することはもちろんですが、平成25年度に税率改正を行っても、なお財源不足が生じる見込みとなる場合は、平成27年度に予定されております医療制度改革の骨子が示された時点で、改めて検討、判断したいと考えております。

いずれにしましても町民が安心して加入し、医療を受けることができる医療保険制度を継続して運営していくことが求められておりますので、引き続き、国等の動向を注視するとともに、町としても多方面に必要な働きかけを行って参りたいと考えております。以上でございます。

議長（青木幸保君）

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

議長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

午前に引き続き、高橋幸喜議員の質問を続けます。

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

それでは再質問行います。

まず1番の新平泉町総合計画によります新規住宅建設計画の進捗状況ということで質問したと

ころ、毎年10%ずつ増やしていくんだというような内容のようございまして、順調にその方法が進んでいるというような答弁でございました。

これはですね、民間活力を活かした建設計画というふうには私は、総合計画の中で解釈してございます。それに基づいてですね、では民間がそういった政策を、住宅を建設しようというような時に、いろいろ平泉の場合インフラ的な整備がよくなされていないと、それで建設しようと思ってもなかなかできないというような点もたびたび出てきているんですけども、それに対して町では、その民間に対するインフラ等の助成といいますか、お手伝いといいますか、そういった不備な点をどのような形で応援しよう。ただ民間がやるというのを見ているだけでは、これはうまくないと思いますので、その辺はどういったような補助的なことを行っているのか、まずその辺お聞きしたい。そうすれば、もっともっと平泉は、より以上に棟数は増えてくるのではないかと。

近年やはり平泉の景観を重視しましてですね、最近非常に、できれば平泉に住んでみたいなど、こういう空気が大分出てきているような感じがいたします。その点、非常にいい傾向だなど思っております。本町で民間の宅地開発に対する助成といいますか、応援といいますか、お手伝い、そういったようなのはどういうふうなことを考えているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

住宅団地等への造成する場合の民間への支援ということでございますけれども、下水道、水道、道路、この三つが該当するのかなと思います。そうした場合に下水道区域であれば、それなりと言いますか、申告地域、場所によってはですね、今、建設水道課の方で工事を進めているところに隣接する地域の宅地造成等であれば、下水道については何らかの支援策はできるのかなと思います。

また、水道については、受益者の住宅団地戸数等、採算性がとれるということであれば、当然それについても管理者として水道をやるという方向になると思います。

また、同じように道路につきましては、実際やるということになれば、最初は道路については造成する方をお願いするというのが、そういうふうになるのかと。そうした後の下水道、道路ができた後の下水道そして水道については、何らかの支援策はできるということでございます。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

本町には、下水道供給地域になっていてもまだ本管が来ていないといったような地域もございます。そういったようなところが、今はもう水洗は常識化しておりますので、その辺は手厚い援助というか、あれをお願いしたいと思います。

それに基づきまして、今問題になっているのは発掘の問題。これはなかなか、10月、11月、

12月、こういうふうになってきますと発掘は来年だと、予算的な問題もあるというようなことで、昔は建物は建てるというような感覚でございましたけれども、今のご時世は、建てるのではなくて買うというような、もうそういう感覚になりました。実際、大学のアンケートをとっても、お宅の家は誰が建てたのですかというのと大工さんではなくて何々ハウスと、こういうような大学のアンケートで、皆8割はそういうふうに答えるような時期になってしまいました。

ですから、そういったようなことでそういった整備が大切だし、発掘問題も、来年の4月にならないとだめだ、来年度の予算がなければだめだと、あるいは雪が降るから発掘できないと、こういったようなことではですね、積極的に進めるということは、そう言っているうちにもう他に行ってしまうというのが現状ではないかと思えます。やろうと思ったならばビニールハウスを建てても発掘はやれるのではないかと、私はこういうふうに思うし、実際その発掘で働く方たちも、雪降って雨降って今日は休みだと、こういったことよりも、むしろ今、何とかハウスってビニールハウスみたいなものをかけて発掘もできるのだから、そうすればもっともっと施主のニーズに合った、希望する時に建設できるような形がとれるのではないかと思えますけれど、その辺はどういうふうに考えていますか、ちょっとお願いします。

議長（青木幸保君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

発掘の方ですが、発掘調査につきましては前年度の12月までにご協議をいただいて、予算化した上でスケジュールに沿ってやっていくというのが今も、前もそうですが、ずっとやってきていることとございます。ですから突然申し出られてもどうしても前からのスケジュールの方たちがおりますので、その後になるというのは、それはやむを得ないものとございます。ただ、私たちができるだけことはやりまして、極力お待たせすることのないような、そういう姿勢でやっているところでございます。

冬の間、発掘しないのかということとございましたが、やはりきちんとした調査のもとでですね、責任を持って遺産文化財に対してもしていくのが私たちの本筋でありますので、冬の冬期間の調査というのは極力避けなければならないのが常識というかですね、当然そういうこととございますので、その辺もお待たせする期間を加味しながらですね、できるだけ極力ご期待に添えるような形でやっていくのが努めと考えております。以上でございます。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

そのところがですね、やはりそういったような即対応をきちんとやらないと、なかなか今のご時世ですからね、早い者勝ちといいますか、もういやだとなったらすぐぱっと他に行くというふうな形になりますので、その辺が今後改善すべき点であると思えます。

それと、次の2番の築46年も、もうあらかた50年近くになっている現在建物も町内にはございます。鈴沢団地の場合には昭和39年に建ててございます。泉屋団地も同じ。それで次は築

43年というようなことで、ほとんど築40年も経っているような町営住宅が点在してございます。これらの活用についてはどういうふうに考えているのか。今、最低水準、国が定めます町営住宅の居住最低基準ですか、これにはもうとっくにアウトになった建物ですので当然解体以外ないと私は考えておりますけれども、それも大きな敷地にまだ1棟や2棟残っているという形で、あまりにも遊休地が多いのではないかと。俗にいう塩漬け土地みたいなものがずいぶんあるのではないかと、これらの活用が十分なされていないのではないかと、その辺をどういうふうに考えているのか。

それと平成23年度の財務4表を見ますと、売却可能資産が約9,000何がし載ってございますけれども、その売却可能資産の認定の仕方はどういうふうに町では行って、この場所は売却可能資産なんですよ、これは違うんですよというような振り分けをどういうふうな形でやっているのか。私から見れば、もっともっとあるのではないかと私は思っております。9,700万円ほど売却可能資産が、平成23年度の財務4表によるとそれが載っているというようなことで、去年から比べると約300万円から400万円ぐらい土地の目減りがしているというようなことも分かりましたけれども、そういったようなところはどういうふうに、まず今言ったように売却可能資産というのを分ける基準、これをお聞きしたいということなんです。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

町営住宅の管理についてお話しします。町営住宅につきましては、平成22年度に長寿命化計画というのを作成しております。将来の町営住宅の管理戸数あるいは管理について定めておまして、将来の人口、平泉町の人口が減ることや、今お話のありましたように老朽化しているということ等を考えますと、今の長寿命化計画では現在の管理戸数211戸ございますが、それを140戸に抑えるという計画でございます。具体的には、高田前の住宅と上野台団地ですね、ここについてはそのまま維持管理を行って残すという考えでございます。それ以外については廃止をするということで、高田前と上野台で140戸、戸数が賄えますので、それ以外は廃止するというところでございます。

ただし、それは将来的なことではございまして、現在それぞれの団地には入居者がおりますので、その方々が退去した場合は遊休土地ということの利用は考えられるわけですが、現在は今時点で考えれば、鈴沢団地とあとは花立団地の一部というところが遊休土地ということになります。それで鈴沢団地につきましては来年度住宅を取り壊しまして更地になりますので、それ以後、活用については検討して参りたいと思います。また、花立団地につきましては、先程町長が答弁しましたけれども、建設資材あるいは建設機械、あるいは今年度からですけれども観光シーズンの駐車場として利用しているということですが、いずれこれについての活用については、例えば住宅の増設等については今後の町内での検討の課題になるものだというふうに思います。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

売却可能用地の活用基準ということでございますけれども、売却可能資産につきましては議員ご承知のとおり、財務書類4表の中の貸借対照表の売却可能資産ということで計上しているところでございます。その基準につきましては、当町の所有してございます宅地等雑種地、合わせて171筆程でございます。これの合計面積が約9万1,000平方メートル程でございますけれども、このうち1筆あたりの面積が500平方メートル以上の土地を対象として、かつそれらが他の公共事業等々、公共資産として活用できない土地を対象にしてございます。具体的に申し上げますと、そのうちの宅地の5筆、5,340平方メートル程を今回対象にしてございまして、その金額が先程議員がおっしゃいました9,712万9,000円という額になるものでございます。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

町営住宅、現在211戸あると、それを将来的には140戸に縮小するのだというようなことで、今それに向かってもう入居を募集しない、要するに上野台住宅と高田前住宅以外は募集をやめているというようなことで、ではこれ残った後はどうする、今後検討するというようなことはこれからだとかいうことで、本来は、もうそういうのは、いつそれまで居なくなるというようなことを想定してですね、やはりもう事業計画を立てなければならないのではないですか、そういったようなものを。壊してみても考えてみてそれからだと、こういうことではちょっとスピードがあまりにも遅すぎるのではないかと。もうとっくにそういった跡地利用をどういうふうに考えるか、売却するのもしないのか、あるいは民間の何かに使うのか使わないのか、もうそういったようなものをもうとっくに考えていた上でのその方向に向くのが筋ではないかと思うのですけれども、その辺はどういうふうに考えているのか。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

今、議員の方からご指摘があった対応が遅いのではないかとというようなご指摘でございます。いずれ町営住宅はですね、強制的に、こういうふうな計画があるからここを退去してくださいとかですね、ここに行ってくださいというふうなことにはなり得ないというのが原則になっております。ですので、退去が決まらないうちは町としても具体的な計画が出せないというのが現状でございます。そういうふうな計画を出してしまうということはですね、その入居している方の権利といいますか、それを侵害するものだというふうになっておりますので、その辺は議員ご理解願いたいと思っております。ですので、退去が確定して更地になってからというのが我々公共事業といいますか、そういうふうな部分でございますので、その辺はご理解願いたいと思っております。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

本来はですね、将来はこのところを売ってしまうだとかといったようなことで、例えば公営住宅法12条の方に、公営住宅の用地については、そういうのは必要なくなったとか、あるいは地震とかそういうので危険がある場合には処分できますよといったようなのがちゃんと要綱に載っているわけですから、やはりこれらを一応加味してですね、将来は、そのこのところはこういうふうな形に持っていこうという全体的な構想というようなものを出すべきと私は考えております。いずれそういったようなことをやるべきだと思っておりますので、よろしくその辺お願いしたいと思います。

あとは定住化対策ということで、要は、今、企業の企業誘致も必要ですけれども、必ず企業誘致した場合につきまとうといいますか企業の条件として出てくるのは、まず一番先に水が出るか出ないか、あとインフラがどういうふうになるかと、その次出てくるのは、ではうちではここで、例えば100人の雇用の企業ですと、平泉は責任を持って100人の雇用を集められますかというのが必ず企業の企業誘致の中に出てくるはずでございます。そういう意味を考えた時に、やはり幾らでも町内には人口を増やす、人を増やす、そういったようなことが先決ではないかと。今はいいんです、今はとにかく一関に稼いで行ってもいいからとにかく平泉に住んでくださいと、こういったような形に持っていくのが先ではないかと思えます。

そういう意味ではっきり言うと、例えば来年解体しようとしている鈴沢住宅とかそういったようなところの用地につきましてはですね、もう積極的に売却しても構わないのではないかと、私はこういうふうに思うのですけれども、そういう売却は可能なものなのかどうか。何かこれを見ますと、耐用年数の4分の1過ぎればある程度そういったものはできるのだ、売ったお金は別のそういったものに使えるのだといったような住宅法の方で決まっているようです。そうでなくても上野台住宅などは未だかつて汲み取り式、更には入居しても風呂桶を持ってこなくてはならない。今民間でもそういうアパートはもうありませんよ。ですから、そういった予算を算出する意味でも質のいいものを、国の定める居住水準に持っていくためにも古い物を持って新しい物に力を入れるというのは、これは当然のことだと思うのですけれども、そういうことはできないのかどうか、その辺をお聞きしたい。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

確かに町営住宅の用地については売却は可能でございます。それで鈴沢住宅あるいは泉屋住宅につきましては、あそこは史跡地ということで、なかなか用途等には制限がされるのではないかと考えております。また、花立住宅におきましても史跡地に隣接する土地ということで、その活用については何らかの制限もあるのではないかと考えているところでございます。

また、高田前住宅が議員お話のとおり汲み取り式でございます。これについては国の補助事業、交付金事業を使いまして、現在屋根の塗装が終わりまして壁の塗装を今しております。そしてそれが終了後、汲み取り式のトイレから下水道への変換ということで今計画をしているところでご

ざいます。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

私は以前、平泉の財政を大きく圧迫しているのは下水道事業だと、工事も少し5年ぐらい休んでもいいのではないかと、こういうふうに話しました。ですから、それでも地域内で当初の予定どおり施工なさっているようではすけれども、本来はああいうふうな密集地、それこそそういうところこそ本当は早く進めるべきだと思うのですね。まだ1軒や2軒しか建たないところに何千万円もかけて下水道を引っぱることも、それは地域内だから、これはやることは悪いことではないのですけれども、優先順位を決めた場合には本来は町営住宅のように密集地で、ああいうところこそ逆に下水道料金を稼げると私は思うのですけれども、是非そういったようなことの優先順位を定めながらやっていただきたいと思います。

そして、今度は5番の入居募集と入居手順についてでございます。

先程、一般公募を行ってやっていると、今年からそういうことをやったと。昨年ですね、入りたいと、空いているのだけれども、入りたい、何で空いているのに入れないのだろうと、こういったようなことである住民の方からご指摘を受けました、空いているのにと。民間だったならば空いたらすぐに入れて日割りでもらうのだけれども、その月。でも公平性を欠くために募集期間にならないとだめだと、こういったようなことで、そしてその時までにはいっぱい当初の予定より多くあれば、その時は抽選だと、入るかは入れるか入れないか、その時になってみないと分からないと、それはとてもではないが待ってられないと、こういったようなことで他に行ってしまうというような方もおりました。それが先程の改善では、今度からこういったようなことは常時募集していると、そして早い者勝ちだというような形で捉えてよろしいのかどうか、その辺をお聞きします。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

町営住宅の入居につきましては公募が基本でございます。それで現在、高田前と上野台住宅に入居を募集しているわけではすけれども、上野台住宅につきましては募集者が多いということで、これは公募をして抽選の上入居をしていただくという形になっております。これは基本なわけではすけれども、それで先程お話ししたのは、高田前住宅については、実は公募をしても入居者が集まらないという状況がございました。それが何カ月も今、現在まで続いているという状況でございますので、高田前の住宅につきましては常時募集、そして募集のあった方から入居していただくということで今進めているという状況でございます。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

そうすると高田前については、今も何かホームページを見ますといつだかまで募集しているようですけれども、これが終わって、そして終わって今入居が入りました。あるいはその次の月にまたぽっと一人空くというようなことがもし出た場合、それはどういうふうな形なのですか、その辺ちょっと。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

現在数戸、十分に余裕がある状況なので今そういう状況をとっております。状況が変わって募集が多くなるということであれば、やはり基本に戻ってまた公募と、そして抽選ということになると思います。

議 長（青木幸保君）

5 番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

そこなんだね、もったいないんだよね、結局一つ空いた、二つ空いた、でも公募をいつそれからいつそれまでに決めてやると、それまでの間は空くわけですよ。これだけ200戸からあるところでどれだけ空くかちょっと分かりませんが、何かちょっともったいないような感じがしますね。その辺は本当は来た順序に空いているところからすかさず入れてもいいのではないかと思います。

いずれそういったようなことで、何かその辺を改善できないものなのか。上野台いつでも空いているからと、こういうことであればもう年中載せてもいいのではないかと、町営住宅空いていますよというようなことのあいつを載せてもいいのではないかと思います。

それとあとは、先程のこれは水洗化と風呂のことについては、今後やりたいとこういったようなことですよ。では7番の遊休地の活用です。これは何度も私、申し上げております。花立住宅の件も以前話しました。島根県美郷町の例でございます。今回もホームページを開いてみると、今回も3棟だったかな2棟だったか募集をかけておまして、もう締め切ったようでございます。1,500万円の範囲内で町が建ててあげますよと、町有地に。20年いたらその建物はあなたにあげます、25年いたらあなたに土地もあげます。その代わり月3万円の家賃で、結婚している人で子供のいる方を対象としてやっていると。月家賃3万円、20年間いても720万円だか30万円だかしか家賃は入らないと、でも1,500万円の範囲内で建ててあげますよと、どこにいてもそろばん勘定合わない、でも人が増えることによる効果はそれどころではない、その3倍にも4倍にもなるというのがその考えようございまして、是非この辺もやっていただきたい、こういうふうに思いますし、北海道猿払村というところでは、逆に町営住宅を建てるよりも民間活力を活かした方がいいんだと、逆に町で借金するよりも、町内に住宅が増えた場合に、1戸当たり100万円だか200万円だか持ち家を持った場合には補助しますよというようなこともやっていますし、町営住宅を建てるよりも民間に建てさせた方がいいというようなことで200

万円、いろんな基準がございまして町の何にあったようなことでやっているというのが北海道猿払村というようところで、それをやって好評を得ているというようなことがございます。

ですから是非、これから解体する部分、今、史跡地の問題もあったようでございますけれども、それに限らず大佐の方だって、大沢住宅だって結局あるわけですよ、これらのことについても将来はこういうことをやろう、今のようなことをやって積極的に民間活力を利用しようと、こういったような方針を是非やっていただければと思います。是非ですね、いつでも、島根県美郷町の例、北海道猿払村の件も、あれでしたら私資料を提供しますので、是非こういう考えさせられるところがあるなど、こういうふうに思いますので、是非その辺お願いしたいとこういうふうに思います。

時間がなくなってきましたので、国保のことについてお聞きしたいと思います。

今回大きくいきますと、ご存知のとおり今不況の真っ只中、そして先程申し上げましたように、明日、あさってに消費税が上がるのではないかとというようなものが、いろいろ上げるための条件があるようでございますけれども、こういう不安定要素の大きい時、しかも非常に今、町民はそういうデフレによる不況や賃金の下がり、そういったようなことで非常に苦しんでいる時に、保険税上げるとというのが非常に時代に逆行しているのではないかと思います。保険税の仕組み、制度の問題、こういったようなことになれば、しかも特別会計ということになれば、これは独立採算でやるのはこれは当たり前だと、こういうことから考えますと、やむを得ないことだと私は認識しているのですけれども、でも実際、失礼な言い方かもしれませんが、市町村国保に入ってくる方たちは先程言った業種的な問題もございます。そういったようなことを考えた時に何とか、先程言いますと3年か4年後にはまた見直さなければならぬと、こういったようなことが答弁にございましたけれども、何とかこの時期、期限を決めてでもですね、一般会計からの繰入れをしてこういったようなことを乗り切れないものなのか、その辺ちょっとお聞きしたい。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

今、議員おっしゃりますとおり、本当に国保制度についてもそのとおりでございますし、本当に国保でやっていかなければいけないということですが、まず1番は今法定外の繰入金かどうかということですが、先程町長も話しましたとおりですね、まず国保はやはり国保の加入者で原則やっていくことが基本だと思っておりますし、あとは県他の、今岩手県の県内でも一般会計から国保財政に繰入れをしているというところは、平成23年度でも8市町村ぐらいの状況でございます。基本としてはやはり町の国保、皆さんの負担をいただいてやっていくことだと思っておりますので、今のところについては法定外繰入れを行うということではないと思っておりました。

その中で、その法定外繰入れにならないためにも医療費の抑制とか被保険者の方たちにも努力していただいているというようなことですし、もちろん保険者であれば、町についても健康づくりとかについてもいろいろと、国民健康保険の被保険者だけではなくて町民全てになるかと思っておりますけれども、保健センターなどとも一緒にしながらですね、そういう健康づくり事業なんかもしな

から医療費の抑制なんかも努めなくてはいけないと思っていますので、まず今は基本どおり国保財政は被保険者でもってやっていただきたいというところで、あのしているところでございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

一般会計からの繰入れ問題についてはあと2人、健康保険について質問があるようですから、私はその辺はここでやめます。

今の国保運営協議会、これは法的に認められた協議する内容とかそういったようなものを皆決められて協議しているようでございます。どこのあれを見てもですね、それは健康に関するいろんな事業をやるというのを事細かく、何項目だかに基づいてやっているようでございます。まだ委員の構成もいろいろ法的にあるようでございますけれども、まず平泉の委員の中に薬剤師が入っていないと、これは平泉に薬局もあることだから薬剤師を加えてもいいのではないかと思いますので、そのためには条例改正も必要ではないかと思っておりますけれども、その辺も是非検討をしていただきたい。

それと収納率の問題、時間がございませぬけれども、平泉の場合にはほとんどが自主納付、大体69.51%が自主納付でございます。今みんな口座振替になってきつつあるのでその辺の対策はどういうふうにとっているのか。大体納付率のいいところはほとんど口座振替の方が大分いいようです。徴収率がいいようなので、その辺をどういふようなことで切替えを行ってきているのか、きていないのか、あるいは納付組織みたいなものが平泉に必要ではないかと。それで先程に戻りますけれども、運営委員会の中身の協議事項の中にですね、医療費をどういふふうに節約するかというような、そういったような勉強期間というか、そういった協議する項目がないと、どこの組合国保でも健保でも何でも、自分たちの健康保険は自分たちが守るんだと、自分たちが病院に行けば行くだけ保険料が高くなるんだよというような、そのためにはどういふような方策があるのかというようなことがいろいろ勉強されて協議されて皆やっているようです。あの運営委員の人たち、お医者さんとかそういった人たちの集まりですから、あまりそんなことを言うと病院入れなくなるから、来なくなるから、ちょっとうまくないとは思うのですけれども、本来は自分たちの国保は自分たちで守るのだと、使えば使うくらい保険料に跳ね返ってくるのだよと、私たち高くなるのだよと、こういったようなことの勉強も被保険者には徹底すべきであると私は思います。そういったような対策が必要ではないかと、それが一つと。

あと一つ、先日平泉の観自在王院跡で料理のあれがございました。非常にあそこで喜んでやっていた、表彰した方たち。是非ですね、健康家族表彰なるものをやっていただきたい。1年に1回、お宅の家庭は今年1年回1回も病院に通わなかった、健康家族ということで堂々とあそこで表彰するような制度をやっていただきたいと思っております。その辺ひとつお願いします。

議長（青木幸保君）

これで高橋幸喜議員の質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、大内政照議員、登壇質問願います。

2番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

質問事項1、幼・保・小・中学校の教育の質の向上策はということで教育長に答弁をお願いします。2番目は、放射能汚染の実態はどうなのかということで町長に答弁をお願いいたします。

先程、田中文化科学大臣が大学の教育水準の質について言及があり議論が喚起されました。一部の報道では物議を醸したという表現もありました。私は大学の教育水準だけではなく、幼稚園、保育所、小学校、中学校の教育水準の質についても併せて考える必要があると思い、教育長に以下の項目について質問をいたします。

4月に実施された2012年度全国学力テストにおいては、岩手県は全国平均並みではありますが、隣県秋田県には程遠く、秋田県で行っている教育方法を学びながら平泉町でも行えればと思い、以前提案しましたが、残念ながら提案は受け入れられませんでした。子供たちのことを第一に考えるなら真摯に対応すべきと思います。現教育長に期待しております。

さて、隣県秋田県に学び、真似をしないのならば独自の方法を検討し実施しなければなりません。そこで細かいことかもしれませんが、以下の4項目について質問をいたします。

①教育振興運動を始めたようですが、教育振興運動の具体的取り組みと成果、成果というのは期待値ともいいますが、の見通しはどのように考えているのか伺います。②IT化が進んでいる現代、パソコン教室での教育のみならず最近のIT（アイパッドなどなのですが）を活用する方策を検討しているのか伺います。③IT化の一部と考えれば電子黒板も範疇に入ると思いますが、電子黒板の活用頻度はどのような状態か伺います。④教育の質を高めるという観点から考えると、平泉町独自の英語教育についてはどのように考えているのか伺います。

次に、放射能関連の情報は広報ひらいずみに載っていますが、記述が不明な点や放射線量の測定状況について確認したいと思い、以下の3点について質問いたします。

①学校敷地内の校庭以外の区域はどのようになっているのか伺います。また、通学路については、1年6カ月前から一般質問で質問していますが明確な答えがありません。心配な地域でありますので再度伺います。②児童公園や観児在王院跡など人の集まる場所は大丈夫かどうか伺います。③民有地などの放射線量の高い地域を把握しているのかどうか伺いたいと思います。

以上で質問を終わりますが、簡潔明瞭な答弁をご期待いたします。以上です。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、大内政照議員のご質問にご答弁を申し上げます。私からは二つ目のご質問の放射能汚染の実態についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、学校の校庭以外の区域はどうなっているかについてでございます。学校等の子供たちの生活環境については、中学校の除染工事で全て完了となります。次に、その他の公共施設とし

て体育館や児童遊園、地区公民館などを対象に除染を進めており、今年度中に完了する予定となっております。通学路を含む道路については公共施設の次となりますが、先行して7月に小学校を中心とする半径500メートルの範囲で、町道32路線を測定いたしました。この中で特に放射線量が高いと認められた1路線を除染することとしており、現在業者に発注しているところでございます。なお、町内のその他の道路につきましては、9月に文部科学省の走行サーベイという機材を利用しまして、国、県道を含む全ての道路をくまなく測定をしております。結果については文部科学省で集計の後、公表される予定となっております。

次に、児童公園など人が集まる場所は大丈夫かというご質問でございます。

児童公園につきましては、町営住宅に付随する施設として高田前住宅と上野台住宅の児童遊園があり、そのほか地区公民館にある広場があります。これまで住宅の児童遊園2カ所と地区公民館の広場8カ所を測定いたしまして、その結果、上野台住宅の児童遊園と3区と14区の広場が0.23マイクロシーベルトを超えていましたので除染措置を講じることとしております。

また、史跡地につきましては、毎月測定し公表しているところですが、観自在王院跡については更に、池の南側で測定箇所数を増やして詳細に測定しており、11月では15カ所測定し、平均が0.22マイクロシーベルトとなっております。放射線量が全般的に減衰傾向にあり、今後とも線量の推移を観察していくこととしております。

次に、民有地などで放射線量の高い地域を把握しているかでございますが、民有地を含む地域の放射線量については、5月に行政区別に295地点を測定し公表しましたが、この時点では全地区平均で0.16マイクロシーベルトという結果でありました。現在、同じ地点で測定調査を行っており、半年後の経過がどのように推移しているかが把握できることから、町全体の放射線量の動向が明らかになるものと考えております。

また、個々の宅地の放射線量測定に役立てるということで、2月から放射線量測定器の貸出しを行っておりますが、12月からは更に身近に使いやすいようにするために、各行政区に1台ずつ測定器を貸出ししたところでございます。町全ての宅地の放射線量を測定することは困難なことから、これらの測定器を活用することにより個々の宅地の放射線量を把握することに有効なものと考えております。

私からは以上でございます。

議長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

それではご質問にお答えします。4点にわたっての質問でありますけれども、その前に、一番最初に議員が触れられましたことについて若干説明をさせていただきます。

まず今年度の全国学力テストについてお話がありましたが、本町小学校6年生と中学校3年生が全国で受けたわけですけれども、いずれも全ての教科、全国平均を上回っておりますことを報告させていただきます。

それから2点目ですが、秋田県のお話がありましたが、県教育委員会の方で、秋田との差は何

かということについてその後には精査をしたようでありますが、その中で特徴的だったことは、家庭におけるテレビ、ゲーム等に使う時間が秋田に比べれば非常に多いと、逆を申せば家庭学習が習慣化されていないと、これが大きな要因に上げられているということが指摘されているところでもあります。この件については各現場の学校にその情報が提供されておりますので、これからどのような取り組みがされるかということについて私どもも指導して参りたいと、そういうふうには思っております。

それでは、4点についてご質問についてお答えをいたしたいと思っております。

最初に、教育振興運動の取り組みと成果の見通しというお話でございましたが、教育振興運動は児童生徒の学力向上を目的として、昭和40年度に時の工藤巖教育長が提唱して、岩手県独自の教育運動として取り組みが始まりました。この運動の特徴は、教育を学校任せ、家庭任せにするのではなく、子供、家庭、学校、地域、行政の5者がそれぞれの役割を果たし、手を取り合いながら地域の教育課題の解決に取り組むところにあります。例えば、子供は学習意欲を高める、親は家庭教育を充実させる、学校は学校教育を充実させる、地域は地域の教育環境を整える、行政は教育条件の整備を充実させるというように、それぞれが同じ目標に向かって責任を持って取り組む運動でございます。当町におきましては、地区子供会などを中心にあいさつ運動や体験活動などの地域の特色を活かした様々な活動が展開されてきたところではありますが、近年、少子化などによって活動が困難になり、継続的、効果的な活動に至っていない状況となっていたことから、運動を再構築していくため、今年7月24日に平泉町教育振興運動推進協議会を設立し、現在取り組みを進めているところであります。今年度は主に家庭学習の充実、読書活動の推進、家庭教育の充実、あいさつ運動に取り組んでおります。

以下、具体的な取り組みについて説明いたします。

家庭学習の充実では、毎月1日をノーテレビデーに設定し、テレビやパソコン、ゲームなどのメディアから放れ、家族で読書をしたり地域の行事に参加するなど、子供たちを中心とした時間の有意義な活用を呼びかけているところであります。

読書活動の推進では、親子で図書館に出かけようという呼びかけや、読み聞かせなどを通じて豊かな心を育て、言語に関する能力の基礎を培う取り組みを行っております。

家庭教育の充実では、町内の全ての幼稚園、保育所、小中学校において、保護者を対象とした家庭教育学級を開催し、家庭学習の充実やしつけに関する知識について学習の機会を提供するなど取り組みを進めているところであります。

一方学校では、朝読書や読書月間、親子読書カード、多読者表彰の取り組みや児童会によるあいさつ運動、英語検定、数学検定、漢字検定、歴史検定、平泉検定などに積極的に挑戦する取り組み、地域の皆様のご協力による危険マップの作成や学校支援ボランティア活動などの取り組みが進められてございます。

また、12月1日には各行政区の区長、公民館長、婦人会長、地区PTA会長、地区老人クラブ会長など、地域のリーダーの方々にお集まりいただき教育振興運動全体研修会を開催したところでございますが、この研修を契機に、地域における教育活動が充実されることを期待すると

ころであります。

新しく再構築したばかりの運動であり、運動としての成果を上げるためには、まずは町民の皆さんに運動の周知を図りご協力を得ながら、学力向上はもとより児童生徒の健全育成、そして郷土に誇りを持ち、明日の平泉を担う子供たちを育てていくための運動に発展させていきたいと考えております。

次に、I Tの活用の方策についてのご質問でございますが、平泉町の学校におけるI Tの活用状況でございますけれども、教職員の日常業務をサポートする形で全教職員にパソコンを配置している他、パソコンルームには、児童生徒が必要に応じて使用可能なパソコンを設置しております。また、授業の理解をうながすため電子黒板を各校に2台ずつ設置するとともに、その媒体となるデジタル教科書の導入を行っているところであります。

具体的な教科での活用状況でございますが、中学校では、理科、国語、社会、技術、総合の時間で、小学校では、総合、外国語活動、国語、社会の授業で、それぞれパソコン、電子黒板の活用を図っているところであります。

なお、デジタル教科書の活用にあたって、教科の指導内容、児童生徒の実態などから、指導のねらいと効果を考えてI C Tを活用していくことが大切であることから、授業での活用の仕方について導入の都度、専門の方を招いて講習会を行うなど配慮しているところであります。

次に、電子黒板の使用頻度についてでございますが、各校ともほぼ毎日使用している状況にあり、1日当たりにしますと2時間から5時間の使用となっております。電子黒板の具体的な利用でございますが、国語では漢字や語句の読解のための資料提供として、社会においては地図や統計などの資料提示として、外国語活動においては買い物やあいさつ等の各場面での会話シーンを具体的に提示することなどの活用を行い、授業への理解促進を図っているところであります。

なお、学校によっては使用が重複することから、週ごとに使用割当表を活用するなど運用面での調整を図っております。

次に、独自の英語教育の質問でございますが、現在、本町独自に外国語指導助手の配置を行い、英語教育の向上を図っているところであります。主に中学校を中心に配置しており、英語科の授業を中心に総合的な学習の時間の活動補助等にあたっていただいております。また、両小学校には週1回、5・6年生の外国語活動の授業を中心に入っている他、幼稚園、保育所の要請に応じて対応しているところであります。このA L Tの配置によりA L Tとの交流を通して、外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ることができる力を養うことや、A L Tとの様々なかわりを通して、日本と外国の言語や文化について体験的に理解を深めることができる能力を身に付けさせることなどの効果を期待しているところであります。

また、A L Tの配置と併せて、中学校においては英語検定を含めた各種検定の受検をうながしており、生徒自らが検定を通して主体的な学習に取り組む姿勢を養うとともに、学力向上の一助として奨励しているところであります。以上でございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

それでは質問した順番から、まず教育関係の方から質問させてください。

まず教育振興運動については、こういったパンフレットで町民の皆さんにも啓蒙している様子なので、教育委員会、教育長の意欲が非常に感じられるところで今後を期待したいところです。

教育振興運動の基本は、やはり学力向上というのがメインにあると思いますので、是非秋田県に負けないぐらいですね、頑張ってもらいたいというのが正直な感想です。

それで、これについては是非今後しっかり運動を進めていただきたいということをお願いして、2番目以降にちょっと質問移ります。

まずIT関係が進んでいる中でいろんな機器が今出てきているわけですね。パソコン以外にも、アイパッドだ、アイパッドミーだとかですね、いろんなのが出てきている中で、子供たちもそういう環境の中で生活しているわけですよ。そうした場合、むしろ子供たちの方が我々大人より進んだ状況になることもあるのですね。その中で、やはり教育の中でも是非そういったのをうまく活用していただきたいなということで質問したわけなのですが、まず先程のお話ですと、中学校、小学校2台ずつということで、学校によっては使用が重複することもあるから調整しなければいかんというようなこともあるみたいですが、私は、もしそういう使用頻度が高いのであれば、各学年に1台、もしくは各教室に1台ぐらい設置して、各授業の中で、今、もうそういったいろんなソフト、教育ソフトが充実していますのでね、教育の中で有効に使っていくべきではないかと思うのですよ。

実は先日、小学校をお伺いしたら、あれは特殊学級なのか何なのかのところで、児童が3人だけそこらの方が、電子黒板の前に座ってですね、それで先生が電子黒板をスタートかけていろいろ説明しながら教育している姿を見ると、黒板に手で、チョークで書くという時代はもうね、終わったのではないかと。まあまあ終わったと言い切るわけにはいかんのですけれどもね、そういうのが好きな先生もいるでしょうから、それはそれでいいのしょうけれども。しかし、今後やはり、家に帰ればテレビがあるし、今回は月第1日はノーテレビデーという話ですけれどもね、学校では有効にテレビというか電子黒板を見せながら勉強させるというのもね、非常にいいのではないかということで、いかがなのでしょう。その学校に行った時、校長先生なり副校長先生なりですね、いやちょっと電子黒板足らないんですよという話がありましてですね、そうしましたら、やはり各学年に1台、もしくは各教室に1台設置すべきだと思うのですが、ちょうど予算の時期なものですから、そこら辺どういう検討をされているかですね、ちょっと答弁をお願いします。

議長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

私などは、かつてチョーク1本で授業をしたそういう立場でありますので、学生の鑑があるなというふうに感じているわけでありましてけれども、ご指摘のように、そういう教育機器を使って授業を進めるということは、子供たちの意欲、関心を高める上では大変効果的であろうと思いま

す。ただ、各学校、各教室・クラスには、大型テレビ1台ずつ配置されております。そして電子黒板が各校2台という、こういう形になっております。よってその大型テレビとパソコンを繋いでですね、それで活用するというのもしているわけで、他からの情報、多分インターネットからの情報を取り入れた電子黒板の活用というものも、これもかなり研修を続けていかないと扱えないというか、そういった面もあるのかと。そこについてはそれぞれの先生方に理解の差といいますか、活用の差があるのはそのとおりだと思っているところであります。

これから確かに、例えば小学校から上がってきた効果というようなことで見ますと、必要な図や地図、資料を提示できると、それから授業の説明になった場合には即座に対応できるとか、個に応じた学習で使用ができています。特に特別支援学級においては、非常に視覚からの学習ということで効果があると、それからベテランでも結構活用していると、こういったような声も上がってきています。それから中学校においては、思考のヒントになる、実験・観察を興味をもって取り組むようになったとか、それから実験の演示では細かい部分を拡大して見せるということによって非常に効果が上がるとか、などなどといったようなことも上げられているわけですが、全ての教科というわけではなくて、例えば今話したような理科だとか社会だとか、そういったようなところでありますので、もう少しその活用の頻度というか、活用がどのようにされているかということを考え合わせながら、増やしていくことが必要であるかということについては今後検討して参りたい。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

おっしゃるとおりだと思います。私が何でこんな話をしているかということ、予算をつくる時期にそろそろ差しかかっているというタイミングですのでお話をしているわけですし、先程教育長もおっしゃいましたけれども、ある学校ではベテランの先生が有効に活用しているというのですね。ベテランの先生ですよ、チョークで授業をするのが得意な先生が、電子黒板もうまく使っていると。そういう状況であれば、電子黒板は有効に活用されていると評価していいのではないですか。であれば思い切って台数をね、検討するのではなくてもう台数を増やしちゃう、増やしちゃうって、もうある意味今ソフトは多く、いろんなソフトがありますから、そちらも購入しながらですね、活用できる、より一層活用できると思いますので。

何でそういう話をするかといいますとね、実は子供がですね、小さい頃ビデオでいろんなドラマを見るんですよ。私が印象に残っているのはとなりのトトロというビデオがありましてね、それを子供が朝から晩まで繰り返し見ているんですよ、これもビジュアルの教育ですね、そうするとセリフを覚えちゃうんですよ。だから面白いテーマのそういったドラマとかいろんなものがあれば、子供というのは日本語であれ英語であれね、繰り返し見れば意外と頭に焼き付くという効果もあるようなのですよ。それが生身の先生が何度も同じ発音をしながら教えてもですね、私は頭に焼き付くとは思わないですね。そういう教育のやり方も少し、これからもう変えていかなければいけない時期にきているのではないかと思うのですね。

ですから是非導入してみてもいいですね、もっとより一層導入してみてもいい、いろんな先生に活用してもらおう、活用してもらいながら、恐らく相乗効果が出てくるはずですから、各校2台ではちょっと少ないですよ、そういうことで台数を是非増やしてほしい、各学年に1台、もしくは各教室に1台ぐらいの設置をすべきということを提案申し上げているわけです。是非お願いしたいと思えます。

最後の教育の質の観点からというところで英語教育についてなのですが、英語教師の増員については以前もお話しましたし、また、これについても電子黒板などの活用をしたビジュアル教育、最近コマーシャルで英語を聞きながら覚えるというコマーシャル結構ありますよね、あれは1セット30万円とか40万円かけて買いながら、聞き流して英語を覚えるという、あれは大人向けですね、どちらかというところ。ですから子供たちには、もっと頭の柔らかい時期ですから、目から、視覚からも訴えられるわけですよ。そうした場合、やはり電子黒板というのもかなりこの英語教育については有効になると思えますので、これも併せて考えていただきたいなと思えます。いかがでしょうか。

議長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

英語教育についてということで、これも各学校からどのような状況であるかということをお答えいただいておりますけれども、電子黒板を活用してですね、ALTも入っているわけですが、一緒に動画を見ながら、発音でありますとか、いわゆるネイティブな部分で活用しているというのが、小学校、中学校ともにでございます。そういう意味では十分活用が活かされているなど、そんなふうにご覧いただいているところであります。

なお、ちょっと話をずらすわけではないのですが、確かにそういう教育機器、ICT活用というのは大変現代的なものでありますし、これからどんどん進むであろうと思えますが、ただ、あくまでも、そういった電子黒板であれ何であれ情報機器ツールであります。いわゆる道具でありますので、私自身は使いこなすということが肝要であろうと、そのために先生が振り回されるということがあってはならないだろうと思えますし、基本は、学校教育においてはやはりフェースツーフェース、子供と教師が向き合って生活をする、その中で子供に対する深い理解とか、あるいは授業研究のあり方というふうなものが深まっていくのであろうと、ということであれば、最大の問題はやはり教師の言語力、どう子供と向き合いお互いに言葉を交し合うかという。いじめとか今いろんな問題があるわけですが、そういった面についても基本的には抑えながら、ツールをどう活用するかというふうな視点に立つべきではないかと私は考えているところであります。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

そのとおりだと思います。フェースツーフェース、確かにそのとおりですね。ただし、そうい

った今、英語教育なりを考えてみますとね、それから理科とか社会とかですね、いろんな資料を使う授業何かでは特に、やはり具体的に子供たちにしっかり教えるという部分ではこういった電子黒板が有効であると思いますし、先程も話したように、ベテランの先生が使いこなせる程度のソフトなんですよ、ベテランの先生が使いこなせる。ですから、使わないで難しそうだという感覚のものはもう今はなくて、例えばそのCDをばっと入れちゃえば自動的にもう立ち上がるとかですね、それで授業が始まると。ある時間になったら止めて説明するなり話をするなりという、そういう教育への使い方になっていると思いますので、これはやはり有効に使う、もしくは導入して活用していくという方向で検討すべきことだと思います。是非前向きにお願いしたいと思います。

それと最後になりますが、教育の質を高めるという観点とはちょっと異なるかもしれませんが、昨日だか今朝だかの新聞にですね、小中学校の児童生徒の発達障害が6.5%ぐらいといわれているような状況があるみたいですけども、これは全国の数字ですからあれですが、平泉町の場合は、小学校には特殊学級みたいなものがありますから何人かはいるはずなのですが、その辺についてはどんな対応をされているのか、ちょっと説明をお願いします。

議 長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

私も今朝の新聞を見まして切り抜いて参りました。それで調べてみたわけでありましてけれども、平泉町においては、いわゆる通常学級に在籍する子供で特別な配慮が必要な、様々なAHD、ALD、様々ありますが、もっと広く特別な配慮を必要とする子供ということで調べますと、児童生徒合わせて22名というふうに捉えております。小学校では18人、全体の4.5%でございます。中学校は4人で2%ということですので、今朝の新聞の報道からすると低いというふうに言えるのか、そのように思います。

ただし、学年によってはかなりの数を抱えているというところもあります。そういった状況の中で、対策としてはまず今年度は特別支援教育コーディネーターを採用、お願いをしまして、その方に巡回相談をしていただいていると。相談の内容は、通常学級において支援の必要な児童生徒への適切な支援のあり方を学校にアドバイスしていただくと、そういう立場であります。

それから、町単独で特別支援教育支援員を6名配置しております。かなり私は本町に来てみて、手厚い形で、町で位置付けていただいているなというふうに非常に感動したわけでありまして、そういった形でこの22名の子たちのサポートにあたっているというふうなことでありますので、これから毎年、毎年そのメンバーは、子供たちの対応は変わってくるわけでありましてけれども、その対応に応じて支援のあり方というものを今後も検討して参りたいと、以上でございます。

議 長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

平泉町は教育には力を入れているよということで、緻密な教育をですね、教育長をはじめ皆さ

んの、先生方も含めて教育委員会全体で推進していただきたいということで、来年度は電子黒板が何台か増えているだろうということを想定しながら質問を終わります。

それで次、2番目の質問ですね、放射能汚染関連なのですが、先程町長の方からもいろいろ説明は、答弁はありましたが、12月の広報ひらいずみですね、これに載っています。大体今までの標示のパターンは似ているのですよね、だからこんなものかと思いついて見ているのですが、ただ、ちょっと気になったのが、まず今回ですね、散策路遊歩道の放射線量、確か最初国は、山の上の方はかなり放射線量高いよということで、平泉町はこれはまずいということで始まったわけなんですよね。この低い数字が出ているので、これ平均値しか出ていないし、最低値、最高値もありますけれども、この数値を見て何かずいぶん低いなと思いついていますが、これ測定の高さは明記されていませんが高さはどうなのでしょう。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

測定の高さは1メートルということになってございます。これは環境省のガイドラインに則って通常1メートル、子供の生活環境においては50センチということになります。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

測定の精度からいいますと、5センチ、50センチ、1メートルと3種類測ってちゃんと表に出しているわけですね、であればこれも同じレベルで出さなければおかしいですよ。これではデータをねつ造していると言われてもどうしようもないですよ。では5センチのデータはどうです、ありますか。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

今回の散策路、遊歩道については1メートルという形で測定をさせていただいております。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

放射能は木とかいろいろくっついているから、空間線量として高くてもいいのかもしれないけれども、地面に落ちている部分も結構あるわけですよ。特に雨が降れば下に落ちますからね、雨の後には特に地面は高くなるんですよ。何で地面の方は測らないのですか。

私が以前、木工芸館の近くに行った時に測りましたら結構高かったですね、基準値の2倍、3倍、その地面でね、地表でね。ということは、地表では実態そのぐらい高いのにもかかわらず1メートルになると低くなると、数値がね。であれば、あれですか、この数値に基づいてここは大丈夫ですよという話でいいんですね、いかがでしょうか。

議 長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

遊歩道、散策路については町が管理するということで二つ測らせていただきましたが、基本的には1メートルでこういう数値でございますので、0.23マイクロシーベルトは下回っているという判断でございます。

議 長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

あれ、だって学校の校庭なんかも5センチあたりのやつで0.23マイクロシーベルト、長島小学校なんか行った時、ちょうど今除染終わりましたよと、土をはぎ取った後ね、あの時室長が実際自分で地面を測ったのではないですか、説明したのではないですか、このぐらい下がっていますよと。地面で上がっているんですよ、1メートルの高さで測っていないですよ、あの時。覚えていますか、私は覚えていますよ。そういうデータを、いい加減なデータを使われては困るんですよ。だって実態は、では本当に大丈夫なのかどうかって、これでは言い切れないではないですか、言い切れますか大丈夫ですって、いかがでしょう。

議 長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

まず一つは、除染した場合の効果、除染前、除染後の効果の問題なのですが、除染する場合はご指摘のとおり、1センチ、1メートルというふうな、中には50センチ入れる場合もあるのですが、1センチ、50センチ、1メートルというふうな形で測ります。そして除染効果を見るために重要なのは1センチなんです、地表面なんですよ。なぜかという、50センチとか1メートルになってしまうとどうしても他からの影響を受けてですね、正確にやはり把握できないということで、除染後は1センチという捉え方で効果を判断していくと。もちろん除染前も1センチのデータと比較していくという形でもって測りますので、除染前と除染後はそういうふうな判断だということでございます。

それから、大丈夫かどうかということなのですが、いずれ私どももここを測った時に、もうちょっと高く出るのではないかというふうには予想しておりました、確かに。しかし、十何カ所測った限りはですね、特に木工芸館というか西行桜の森の方ですが、そういうことで出たりしたので、基本的にはもうちょっと何回か経過する中で、1回だけではなくてですね、今後も引き続き測っていきたいとは思いますが、いずれこういうデータだったということは受け止めております。

議 長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

これね、こういうデータで済む話ではないのですよ。地表1センチであれ5センチであれ、そ

の測ったデータ出してくださいよ。1メートルは1メートルでいいですよ、だからこの右側にあるように定点地点放射線量測定結果というふうにね、中学校、小学校とか、ずっと各行政区の公民館ありますよね、そこの測定高は5センチ、50センチ、1メートルですよ。そうすると、これを見ていると大体、ああこのぐらいかというのが分かるんですけども、1メートルぼんと測って、測定高さも標示のないデータをポンと出されてこれを見たら、うわ、ずいぶん低いな、では大丈夫なんだと判断してしまいますよ、それでいいんですね。私が聞いて初めて答えるということはね、ちょっとまずいですよ。もう少し一般町民が見て分かるような表の説明をしないと、これではあまりにもアバウトすぎて。だって文科省が出したデータは、あの辺が放射線量高かったのですよ、高いということでこの放射能の話が始まっているわけですからね、その辺の近くのものがこんなに低いのでは、ではもう安心だなという判断になっちゃいますよ、本当にいいんですか。ちょっとその辺、もう少しやり直しするなりね、地表面はどうだとか、5センチ、50センチ、1メートルのデータをしっかり詳しく、平均値ではないですよ、やはりこれはね。平均値ではなくてその場所、その場所のデータですから、測った箇所数なら測った箇所数の生のデータをしっかり載せるということが本当の標示ですよ。平均値というのはね、数字を誤魔化すための手法ですからね、はっきり言いますと。ですから、その辺もう1回やった方がいいのではないですか、いかがですか。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

今回は1メートルでしか測っておりませんので、ご心配だというふうなご指摘もございますので、通常5センチ、50センチ、1メートルといったような形で測りたいと思います。

それから平均値出すのはですね、これはガイドラインに基づいて平均値というふうになっておりますので、それと併せて、最低値と最高値も併せて標示しておりますので、そういったところをご確認いただきたいと思います。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

お考え、よく分かります。しかしですね、ガイドライン、ガイドラインと言ったって、私は生のデータを知りたいという話をしているのですから、それに答えるのが室長の仕事ではないですか。町民がそう言っているんですよ、心配だから生のデータで標示してくれということを行っているわけですし、例えば観自在王院跡にしても、私が測った時はもうちょっと高かったような気がしますね、ずいぶん低い、平均値を使うとこんなに低くなるのかというふうに思いますし、これはちょっとどうなのでしょう、大丈夫ですか本当にという心配をしているのです、いかがでしょうか。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

観自在王院跡につきましては先程町長答弁いたしましたのですが、10月と11月で、2カ月だったのですが、池の南側の方の芝の分なのですが、15カ所、これは1メートルだけしかこれも測っておりませんが、2カ月連続で測定いたしました。その結果、0.22マイクロシーベルトというふうな形になっております。この数字は観自在王院跡そのものの全体の、いわゆる広報に載せている数字とほぼ一致しているかなというふうには見ている。それよりも若干高めと、南側は高めというふうな形で捉えております。今後とも引き続きそのぐらいの箇所数で詳細に測っていきたいと思います。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

それでは、ちょっと観自在王院跡が今話出ましたからお話しますが、これは何カ所か測って平均がそうだと、1メートルね、では5センチぐらいだとどうなのでしょう、測ってないから分かりませんか、いかがですか。ここにあるんだな、測ったな、これも平均値だもんね、平均値ではなくて最大値、最小値ですよ。私、平均値は信用しないですから答弁をお願いします。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

ちょっと前の数字で大変恐縮ですが、私の手元にある資料がこれしかなくてなのですが、8月下旬に測った時の5センチの0.24という数字とか、0.23といったような数字になっております。高いところでは0.27といったようなところもございます。8月ではそういうふうな状況です。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

いろいろ数字があつてあれなんでしょうけれども、確かに天候とかで若干変わったりするのでしょうが、ただ、これ12月1日のもので見ますと、5センチで0.23、平均値でね、ということは最小値は無視しても最大値はもっと高いということですね。そういうところの芝生は安全という表現でいいのでしょうか、問題がないということでしょうか、どうでしょう。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

いずれ放射線というのは距離の事情に応じて下がるというふうな傾向がございまして、一般的には、何回も繰返しになりますが、1メートルで測定をすると、学校などの子供の生活環境のところは50センチというふうなところで判断するとなっておりますので、それを当てはめる限りは0.23を若干下回っておりますので。安全というのはですね、どこにあるかというのはいろいろ議論があるところだと思いますが、数字だけを見る限りではそういうふうな判断していいと思っ

ております。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

では安全宣言してもらわなければいけないですね、大丈夫ですよということでもいいのですか、そういう理解で。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

何回も申し上げますが、安全というのはなかなか私も、どこが安全だというふうなことではなくて、いわゆる目標とする年間1ミリシーベルトを目標としておりますので、これを時間に換算しますと0.23マイクロシーベルトでもって判断するとなっておりますので、その基準からいけば下回っているということで捉えていいと広報で公表しているということでございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

どこまで安全でどこまでが安全ではないというのは一応政府がつくって、0.23マイクロシーベルトパーアワーという数字なのですけれどもね、それが本当に安全かと言い切れる人、誰もいないのですよ。20年、30年後でないと結果が出ないですからね。チェルノブイリはもう結果が出ているのですよ。あそこは低線量地帯でも被ばくして、もうかなり大変な被害が出ている。奇形児なりいろんな障害が出ている。そういうのがもうはっきりしていますから、あそこに行ったお医者さんは今の日本の低線量被ばく地帯でも悲観的な意見を述べる方が多いのですよ。

だからもし安全であればいいですよ、それはそれで。ただし、観自在王院跡ではよくいろんな行事をやっていますよね、であれば、せめて芝生の張替えなり何なりの対策をまずとって、それ以降やるべきではないですか、ちょうど冬場で行事も少ないでしょうから、思い切ってやったらどうでしょう、いかがですか。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

除染するか、しないかという判断として測定値というものがございまして、それが除染するという判断は、あくまでも平均で0.23マイクロシーベルトを上回った場合が除染という形になっておりますので、今のところそういう数字よりも下回っているということですので、ただちに芝の張替えとかといったような、いわゆる除染作業に入るという形にはなり得ないと考えております。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

ちょっと話を変えますが、一関の方でキノコ類が基準値を超えるというふうな情報がありまして、一関の広報にも載っかっていますが、平泉は大丈夫ですよね。何かこれには載っかっていないみたいですが、いかがでしょうか。

議 長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

平泉町のキノコについては、基準値を超えているということで今出荷規制、自粛をしているというところがございます。

野生キノコについては、今申したとおり基準値を超えているということで出荷規制がかけられています。

議 長（青木幸保君）

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

分かりました。何かこれになかったものだから。

それですね、そういった意味で今までいろいろ質疑してきましたが、時間も近いようなので、もう少しね、広報ひらいずみに出すデータの精度、もう少し詳しくね。だって測定高さも書いていないデータが出てくること自体、隣にはちゃんと測定高さがある表があって、この散策路、遊歩道の放射線量については高さの標示もない、測定高さがない。こんな表を出すこと自体問題ありますよ。少し真剣に真面目にやってください。町民の健康を思うのであれば、きちんと生データを出していくようなことをやってもらわんと困るのですよ。是非それは今後期待したいと思います。

何か答弁あれば、やりますって何か一言言ってください。

議 長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

散策路については、ちょっと高さの標示がございませんでしたので、今後はきちんと、高さの標示をきっちりなど測定内容を精査して公表するようにしたいと思います。

議 長（青木幸保君）

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

それではそういったことで、放射線についてはまだまだ20年、30年続く問題ですので、今後ともしっかり放射線対策室では活動していただきたいという期待を込めて一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議 長（青木幸保君）

これで大内政照議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 2 時 3 2 分

再開 午後 2 時 4 5 分

議長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

先程の 5 番、高橋幸喜議員の質問の中でですね、法定外繰入れしている町村の訂正があるようですので、発言を求められておりますので。

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

大変失礼いたしました。先程法定外繰入れをしている市町村について、平成 22 年度が 8 市町村で、平成 23 年度は 10 市町村になっておりましたので訂正させていただきます。大変失礼しました。

議長（青木幸保君）

それでは引き続き一般質問を行います。

通告 3 番、升沢博子議員、登壇質問願います。

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

一般質問も 3 人目となりましてちょっと皆様もお疲れの時間かと思えますけれども、質問 2 点させていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

質問事項、1 番目に道の駅構想について、これは町長にお伺いたします。2 番目、過疎化に伴う婦人消防協力隊のありかたについて、これも町長にお伺いたします。

内容についてでございますが、1 番目、道の駅構想につきましては、平成 27 年に建設、平成 28 年には開業計画の道の駅は、平泉町の農業、商業従事者にとって期待を持たれているところということですが、農業従事者、耕作面積の減少や立地条件などから町民の方々には不安視されているところもあると思えます。そこで真に平泉らしい町民の総意が図られた道の駅を建設していただきたいと切に願うところであります。

そこで 1 番目に、運営主体及びリーダーとなる駅長の人選はどういうふうにお考えでしょうか。運営主体の団体あるいは駅長の使い勝手のいい施設というふうに表示をいたしました、これは中心になってやっていただく運営の主体あるいは駅長にとって、駅長が本当に頑張れる、やりやすい施設にならないと、あとでちょっと困るところが出てくるのではないかとということです。

2 番目に、町民の関心も今非常に高いと思えます。議会の懇談会で各地区回ったんですけれども、道の駅はどういう形でできるのかとか、どういう施設になるのかとか、いろんな皆さん町民の方たちも関心を持っているところであります。その点について情報提供や理解を得るための方法は、町はどういうふうにお考えでしょうか。

3番目に、供給のために思い切った生産者、地域振興施設に出すいろんな農産物あるいは加工品とか、生産者への支援が絶対的にこれは必要なのではないかと思われますがどうでしょうか。

4番目に、現在産直とかで頑張っている女性農業者、若い女性農業者もぼちぼち頑張っているというふうに聞いております。それからリタイヤした、退職されてまだまだ70歳までには間のある60代の方たちがたくさん農業をやってらっしゃる、小規模でもやってらっしゃる方がいるのですけれども、その方たちを育成するような考えはないでしょうか。

5番目に、町民のその施設がですね、交流の場にもなるような施設にするべきではないでしょうかという、この5点についてお答えをお願いいたします。

それから2番目、過疎化に伴う婦人消防協力隊のありかたについてお伺いいたします。

町内の複数の地域でですね、限界集落といわれている地域も出てきているわけですね。昨年の災害を経験いたしまして、その地域、世帯数も減って高齢化していると、それでその地域、何軒か住む人もいなくなったというような地域もあると思いますが、その機構ですね、編制とか、そういうことを見直すことも必要になってきているのではないのでしょうかということで、1点目ですが、人口、世帯数の減少に隊員としての協力が困難な地域も出てきているが、一律に出動を要請するのは無理が出てきているのではないのでしょうかということ。

2番目に、協力隊員それから本隊隊員は、自主防災の組織の一つというふうに認識しているのですけれども、その今の待遇とかそういったところは現在のままでいいのでしょうかという、この2点について質問したいと思います。

簡潔明瞭なご答弁をよろしくお願いいたします。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

升沢博子議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、道の駅構想についてのご質問でございます。

一つ目の運営主体及びリーダーとなる駅長の人選についてでございます。

道の駅の整備につきましては、平成16年度に整備基本計画を策定しておりましたが、今年度、国土交通省、岩手河川国道事務所、岩手県、岩手県教育委員会等協議を行い、その結果を踏まえて前の整備基本計画を参考にし、新たな整備基本計画を策定しているところでございます。その中でも施設運営については公設民営方式を念頭に置いておりますことから、運営組織の確立が最重点課題というふうに捉えております。今、議員からもご指摘のありました駅長の人選とかですね、その辺は重点的にこれから協議をしなければいけないと考えております。

今後、道の駅施設整備検討委員会や、農林そして商工業関係者、本事業に賛同していただける住民の方々からのご意見を参考にしながら、道の駅にふさわしい能力のある駅長と、あとは民間主導による運営組織の立ち上げを進めて参りたいというふうに考えております。

次に、情報提供や理解を得るための方法についてでございます。このことにつきましては、できるだけ多くの住民の方が、道の駅に関心を持ち参加できるような様々な機会を捉えながら、情

報の提供に努めて参りたいというふうに考えております。そのため道の駅施設整備検討委員会を学識経験者、農林・商工業関係者、住民代表により組織しておりまして、その意見を整備方針に反映させて参りたいと考えております。

また、今後はワークショップや講演会の開催を通じて道の駅整備を広く周知し、住民と知恵を出し合いながら、地域の活性化、産業振興に繋げるような施設整備に努めて参りたいと考えております。

次に、供給のための思い切った生産者への支援が必要ではないかというご質問でございます。

道の駅の地域振興施設は、農産物直売所と特産品販売所、そして食堂などを考えておりますが、農産物等の販売については、現在の平泉町内の供給体制や生産農家の状況を見ますと十分とは言えないと思っております。特に冬期間の品揃えについては、どこの販売所でも対応に苦慮していると聞いているところでございます。それらの対策につきましては早急に対応していく必要があると考えておりまして、町内での農産物や特産品の供給体制を確立するための支援策について、町として、野菜、花卉や畜産等の生産振興事業補助を行っておりますが、今後関係者や関係団体と協議し、道の駅開業に向けた準備を一層進めて参りたいと考えております。

また、そうした支援によって道の駅はもとより町内の農産物の生産や特産品開発が促進されることで、農業をはじめ商工業や観光へも連動した振興策となることを期待しているところでございます。

次に、女性農業者、退職後の新規農業者を育成する考えについてでございます。

道の駅や農業に留まらず、最近ほどの産業においても女性の進出があり歓迎するものでございます。また、高齢化社会となり定年退職後の生活と生きがい対策としても、農業に従事し農村で暮らすことが注目されているところでございます。特に6次産業と新規就農者支援については、国や県でも積極的に推進しており、町としても、支援期間が2年間で研修支援金や居住費支援金を、受け入れ農業者には受け入れ研修支援金を出すなど、女性農業者や新規就農者への支援事業を実施しているところでございます。

更に新規就農者の育成に努め、担い手を確保することで、6次産業化としての農業をはじめ町全体が活性化することを目指した道の駅も含めた取り組みを契機とし、更に検討して参りたいと考えております。

次に、交流の場にもなるような施設にすべきということでございます。

そのとおり道の駅はですね、基本的な概念には、道路利用者のための利便施設に留まらず様々な交流や連携を誘発し演出する空間となっております。道の駅の施設には、観光客や町民の方々が自由に入出入りし、情報交換の場としてコミュニケーションを楽しめるサロン、町民の文化活動の発表の場としてのギャラリー機能を確保するなど、地域交流の場として整備を進めたいと考えております。

また、観光客との相互交流の場を提供することにより、平泉の文化遺産を国内外に発信できるような新たな地域振興拠点となる施設となるようにも考えているところでございます。

次に、大きな2番目の過疎化に伴う婦人消防協力隊のあり方についてでございます。

初めに、人口、世帯数の減少に伴い、各地域一律に出動要請するのは無理なのではないかということについてです。

婦人消防協力隊は、町内の消防クラブの一面として自主防災組織としての一面をも併せ持った組織と認識をしております。当町における婦人消防協力隊組織につきましては、平泉町婦人消防協力隊隊則により定めているところでございますが、各分隊の隊員数等の定めは特になく、分隊編制は町内21行政区を9分隊編制として受け持ち区域を定めており、その区域は消防団各分団と同じ設定となっているところでございます。

婦人消防協力隊は、火災、その他災害予防の普及啓発を図り、安全で住みよい協働づくりへの貢献を目的としておりますことから、火災予防の知識の習得、地域住民に対する防火啓発、初期消火のための訓練といった自助と共助を併せ持った活動を主に行っていただいております。

また、その一環としての消防団活動への協力としての各種行事への参加につきましても、全ての協力隊を対象に具体的な参加人数等は示さず、対応できる範囲での協力をお願いしているところでございます。

このような中、議員ご指摘のとおり、人口の減少等の要因により隊員数の維持が大変難しくなっているのも事実ということで認識をしております。しかし、婦人消防協力隊は地域の防火意識の助成や、消防団の後方支援組織として必要不可欠な組織でありますことから、引き続き継続的な活動展開が図られる組織として期待できるよう、婦人消防協力隊の意識と高揚等を保持しながら、極力負担が少なくなる方法での参加要請について幹部会等で検討しながら対応して参りたいと考えております。

次に、協力隊隊員及び本隊隊員の待遇改善についてでございます。

当町の婦人消防協力隊の現状は、婦人消防協力隊員福祉共済への全員加入及び財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業等の積極的な活用による被服の貸与や、初期消火器材の装備等の充実に努めてきたところでございます。今後も本隊、各隊の活動状況や近隣市町村の状況を踏まえ、先進事例等も参考にしながら、より良い活動環境と待遇改善について検討して参りたいと考えております。以上でございます。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

それでは質問させていただきます。1番目の道の駅構想につきまして、1番目に運営主体及びリーダーとなるというところの駅長の人選はということでお聞きしたのですけれども、これに関してですね、今まで計画段階から参加していなかった方たちが、できあがった施設で事業を任せるというやり方が、結構町のやり方で今までであったのではないかなというところで、うまく使いこなせないとか、これはやりにくいか、そういうところが結構多かったと聞いています。

今回は、道の駅は運営主体が本気でやる意気込みがなければうまくいかないのではないかと思います。やる気のある運営主体が主体的にレイアウト、サービス内容の検討を行うのが本来のやり方ではないのかと思いますので、その辺は計画のところで、道の駅施設整備検討委員会の中で、

大体的内容とかレイアウトとかそういったところを決めて、そして次の段階で運営主体が決まっていく、駅長が決まっていくという流れと説明を受けていますので、その辺はどういうお考えでしょうか。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

議員のご指摘のとおりでございますけれども、道の駅施設整備検討委員会を立ち上げたところでございまして、その中の互選メンバーにつきましては、それぞれその関係する商工業者とか一般の方々、あとは農業関係団体等々の方々が入ってございまして、行政サイドにつきましてもそれらに関連する建設サイド、農林サイド、教育委員会サイドの行政の担当課も入っていただいているところでございます。

いずれそれらでまとめました今後の基本計画を基本といたしまして、それらに基づきまして、今後は具体的な形で現在可能性のある団体、または組織の方々と具体にお話を協議をしながら、どこら辺まで協力ができるかとか、そういう形のものをご意見いただきながらですね、最終的には来年度の夏頃を目指しているところでございますけれども、そのあたりまでには組織を設立するに値するような団体とかですね、そのリーダー等も含めまして選定をして参りまして、その方々の意見を反映された施設になるような形で進めて参りたいという形で基本的な考えを持っているところでございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

道の駅施設整備検討委員会の委員も、今回商工会あるいは J A、それからアグリ平泉とか、そこも運営主体になり得ることを想定しての人選だと思いますが、J A や商工会は道の駅の経営に参入する意欲は持っているのでしょうか。

1 1 月に委員が視察した秋田県の道の駅十文字は、朝日新聞の新聞紙上でも紹介されていましたが、駅長がとても魅力的な道の駅というふうに載っておりました。もちろん平泉の中にも魅力的な人材はいると思うのですが、敢えて駅長は町外から広く公募するような考えはございませんでしょうか。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

将来の管理運営組織主体につきましては、基本的には今議員がおっしゃったとおりですね、地元の農協でありますとか商工関係、または法人関係等々から出ていただければいいということで考えているところでございまして、具体的にこれからそういう関係の団体の方々に、現在の参加する意向と併せまして、協力体制も含めた内容のことをご協議申し上げながら、その意向確認も含めましてこれから進めて参るといような状況でございます。

いずれそれらの状況を把握した段階で、それらを整理いたしまして、町内でそれらの対応する方々が、適当な方々がいるかどうかを選定することになるかと思えますけれども、もしそういう中でない場合については、町外も含めた場所への公募も検討に入れていかなければならないということは考えているところでございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

もちろん J A あるいは平泉の商工業者ですね、やはり皆さんの力があって、どこが主体となるかはこれからの、来年 8 月頃には大体目処を立てたいということですが、実際 J A が今そういうところで参入する考えをお持ちなのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいのですが。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

J A の方ですが、J A いわて南の方と、非公式ではありますが相談をしたことがございます。その中では、まず協力はしたいと思っているという、ざくっとした回答は得ております。どこまで協力がもらえるかというのは、これからの相談、交渉次第かと思っておりますが、協力はある程度もらえるのではないかと感じております。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

その道の駅施設整備検討委員会の状況を伺ったところによると、あまり積極的な気持ちはちょっと伝わってこなかったなという、そういうのも漏れ聞いているところでございます。なので、その辺のところが多分これから勝負になるところだとは思っておりますけれども。あとは平泉の商工会ですね、是非ともですね、今、世界遺産登録になってこれだけ観光客が来ているところで、地元の業者が、観光に訪れる人たちもその道の駅に寄っていただけるということを考えると、やはり是非とも参入していただきたいという、そういう気持ちがあるのですが、そこまで商工会も積極的になれるのだろうかという、ちょっと疑問があるのですが、その辺はどういうお考えでしょうか。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

商工会の方につきましては、近いうちに商工会の理事会があるという話を聞いておりましたので、その場でお時間をいただいて道の駅のお話をし、参画していただけるか。商工会そのものになるか、あとは個人の方になるか分かりませんが、今その開かれる理事会で説明をして協力体制の方を確認していきたいというところでございます。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

是非とも皆さんの総意でという形の道の駅にしてほしいと思いますので、やはり地元のそういったところの協力を得られる体制があって、なおかつ中心となる運営主体がしっかりしたものにできれば願うところであります。

次に、現在の予定地は、平泉を訪れる観光客の町内へのアクセスの一つの入り口になるのではないかという考えがあるのですけれども、これは今後の柳之御所遺跡の関係あるいは来年度から着工予定の中尊寺通り、そして無量光院跡というところの観光地への繋ぐ導線という形の想定はあるのかどうか、そこをちょっとお伺いいたします。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

観光等々を連携させる導線という話でございますけれども、いずれ利用形態につきましては、今までどおり県道という位置付けで利用されるような形になろうかと思えますし、その中でのそれを変更することなく整備していきたいなど、今考えているところでございます。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

現在の相川平泉線そのままの形でということでございますね。

そうすると、現在平泉へのアクセスは、北側それから南側の入り口ということになっているのですけれども、町の皆さんのご意見を聞くと、そこから平泉の町、観光地へのアクセスも可能なのではないかと。それで道の駅のところで車を停めて、そこから町内の中尊寺あるいは毛越寺へのアクセス、そしてるんるんバスとか。商工会の方たちに伺うと、皆さん町の商店街に観光客寄られますかと聞くと、るんるんバスに乗ってあっという間に行ってしまうから、うちの店にはなかなか観光客は寄らないのっしょということを言われることがあるのですけれども。いずれ中尊寺通り、来年度からの整備という形になった時に、そこを歩いていただく、それとその道の駅とを繋ぐようなアクセス、それを考えるようなお考えはないか、その辺ちょっとお伺いしたかったものですから、どうでしょうか。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

当然道の駅に観光客が寄ってですね、そこに車を停めていただいて、中尊寺通りも整備されますし、無量光院跡も池の復元がなるということでございますので魅力のある通りとなると思えますし、それをパークアンドライド方式で確立させていくことが必要だと思いますし、そうしたことによって渋滞対策にも繋がることでございますので、道の駅を有効に使っていただければと思つて

おります。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

やはり総合的に考えていただくと。今の交通渋滞の対策とかですね、そういったところで入り口を、今、自転車ですいぶん出歩かれる観光客も多いようですので、あそこの道の駅の駐車場に車を置いて、そこから自転車で中尊寺通り、毛越寺、中尊寺とそういう形の、それは一つのアイデアで、やり方で、人の流れというのは全く違ってくると思います。いろんな意味で、歩いていただくと、滞在していただくという形のやり方を将来的に、中尊寺通りの商店街というのですかね、あの辺のお店とかそういうことも、町の人たちが、では人が通るからこれをやってみようかというような形に、あの通りをですね、そこをちょっと長い目で見た場合に考えていくという方法も是非提案したいと思います。

次に、現在の予定地では建物を建てても、4号線、バイパスのところを北から南に向かう、南から北に向かっている、低いために建物、その道の駅を建てても見えないのではないかと、目立たないのではないかとこの話をよく聞くわけなのですが、あそこをかき上げるような考えはないのかどうか、ちょっとお伺いしたいのですが。それで、これも一つの考えとして、最近被災地のがれきを引き受けるという自治体も出てきているようなのですけれども、そういった沿岸被災地のがれきを引き受けて、そこに盛り土をしてみたいな、そういう考えはないかちょっとお伺いいたします。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

道の駅施設整備検討委員会なんかに話された内容にもございましたけれども、具体的にあそこの敷地を盛り土をして、高くして建築するというような考え方とは、また別でございますけれども、ある程度、確かに位置的には大変に良い場所にあるわけでございますけれども、地形がちょっと悪いということは前から言われているところでございます。いずれその解消として、法面も幾らか活用しながら、幾らかでも高い位置につくることは検討できないかというようなことはですね、道の駅施設整備検討委員会の中でも議論されておりますので、その辺は今後の道の駅施設整備検討委員会での進め方ではございますけれども、可能であればそういう方向を検討していただいて、そういう結論の方向の計画書を出していただくことが可能であれば、それは望ましい方向だと考えてございます。

ただ、今具体的にそこを何メートル盛るかとか、そういう形の計画を持っているものではございません。

それから、道の駅になった場合の利用者に対する認知といいますか周知でございますけれども、少なくとも国道の道の駅ということになりますので、2キロ先、500メートル先、それから即その場所の標示ということで、三つの標示につきましては上下線とも付くこととなります。それら

での周知は可能でございますし、それ以外につきましても、いろんな形の観光誌で取り上げさせていただいての周知ですとか、あとはナビゲーションシステムへの登録による周知でございますとか、それは徐々に図られるものと考えてございますので、それらを有効に活用しながら認知をしていただくというふうな方向をとることで検討して参りたいと思っております。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

なかなか自分で車で歩いていて、もちろん3カ所の看板は目にはすると思うのですが、そのもの自体がなかなか目に入ってこないというのが結構一般的な人間の感覚としてあるのではないかとこのところなので、ちょっとその辺はやはり工夫が必要なのかと思います。

それから次に、売上げの1位は加工品だと、そして2位が食堂から上がる売上げ、そして3位が農産物という何かそういった結果が出ているようなのですが、そのためには加工品をつくる人を増やすという、やってみたいという人を増やす必要が是非ともあると思うのですが、加工する場所をですね、今回そういうところにつくって、誰でもその加工施設でいろんな農産物を工夫して商品にして、そしてそのお店に出せるというようなお考えはないかどうか、ちょっとそこをお伺いします。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

確かに地域振興施設、道の駅については今議員が申されたようにですね、加工品の部分というのはかなり重要な位置を占めておまして、今度道の駅をつくるにしても、やはりそうした加工品の品揃え、その辺は道の駅の運営、経営を左右する大きな要素だと考えています。そうした中で、では町内で加工品を多くつくるためにはということですが、やはり加工施設というものが第一に考えられるわけですが、現在、毛越寺の駐車場にあやめの加工施設がありますが、あれはあれであそこの施設の部分の加工施設ということを考えれば、やはり新たな加工施設というものはある程度計画をしていく必要があるのかと考えております。

この施設に、部分については、これから農業振興を含めた、平泉町内の農業振興も含めてですね、いろいろと調整検討される部分で、どういった形でどういうふう加工品をやっていくかということも含めて、総合的にこれから検討していければと考えています。

いずれ農業にかかわる部分、農産加工にかかわる部分はですね、この道の駅を契機として、振興策というものはやはり今後きちんと考え対応していく必要があるかなと考えております。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

今のご答弁からだ、加工施設はつくっていきたいというふうに捉えてよろしいんでしょうね。是非ともですね、誰でも使える加工施設を早期につくりまして、平泉独自のブランドにできる

ような加工品を是非ともつくっていただければなと思いますが。それが新しい産業を興すことになるのではないかと、新しい産業の担い手を若い世代から募って、6次産業に従事する人口を増やし、若い世代にとっても魅力的な仕事を生み出していくべきではないかと思いますが、それが若い人たちの定住策、農業振興にも繋がっていくと思いますが、今の確認どうでしょうか。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

先程答弁しましたところはですね、今後そういった方向で道の駅の部分と平泉町の農業振興を含めてですね、検討していくというところで、ここですぐ加工施設をつくりますという意思表示ということではございません。これはもちろんですね、現在そういった計画なり予算、具体的にご覧にならないので、これから道の駅も含めて総合的に検討していくということでございますので、そういうふうにご理解していただければと思います。

また、若い人たちが農業に従事して、そうした形でも盛り上げていくということはもちろんそのとおりでございまして、そのための6次産業の振興、新規就農者の支援、その辺のところも併せてこれからの農業振興策として考えるということは当然のこととございまして、そのことも含めてこれからいろいろと検討して参りたいと思います。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

積極的なご検討をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、この道の駅は誰のための道の駅なのかということで、もちろん平泉を訪れる観光客にとっても魅力的なものになればと思いますし、ただ、やはり考えますのは、平泉の町民にどれだけメリットがあるのかを町民みんなで考える機会をつくってほしいと。先程、町長の答弁にもありましたように、ワークショップなり講演会を行って住民の理解を得るようにしたいというご答弁をいただきましたので、そこで重ねてお願ひしたいと思いますのは、町民みんなの総意ですね、いろんな考えが入ってそれで平泉に道の駅ができたのだと、それは一つの交流の施設になって、世界遺産登録になって訪れている観光客がこのままずっと永遠に、これだけの人たちが、観光客が続くとは思いませんし、やはり町の人たちが自分たちの暮らしを幾らかでもアップするための収入を得るとか、それから平泉と長島のちょうど中間点でもありますので、そのところでいろんな交流ができるような、そういった場所としては一番最適な場所なのではないかと思っておりますので、町民の、もちろん道の駅施設整備検討委員会の方たちにもいろいろ考えというか尽くしてはほしいのですけれども、直接的にかかわる人たち、あるいは一般の関心をもっている町民で、何回でもワークショップを行ってそこでみんなの考えを入れていくと。

それで、平成25年度、平成26年度、そして平成27年度、3年の時間はあるのですけれども、その時間をゆっくりかけてですね、やはり町の理解を得れるようなワークショップを是非ともやっていただきたいなと思っておりますけれども、その辺のワークショップをするにはそれなりの予

算も必要かと思いますが、その辺も考えているかどうかお伺いいたします。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

ワークショップ、講演会についてでございますけれども、これにつきましては道の駅整備にかかわる業務委託を今コンサルタントに委託しているところでございます。この委託の中で対応させていただきたいと思っております。いずれその中で、町民からいただいた意見をとりまとめまして、それを委員会に諮りながら、基本的に皆さんの意見を集約したような形の基本的な計画をつくっていくというようなことで進めて参りたいという形で考えてございます。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

是非とも、中途半端な形での建物なり規模なりで箱物ができてしまって、それをどうしようみたいな形にならないようにですね、やはり町の人たちが、みんなの総意が、本当に願いが入ったなというような形の道の駅を是非ともつくるようにですね、これから重ねてやっていただければと思います。

それでは1番目の質問を終わらせていただきます。

2番目の過疎化に伴う婦人消防協力隊のあり方についてということなのですが、今回議会の方で、各地域ちょっと懇談会で歩かせていただきまして、かなり世帯数が減って、それでその中で24世帯ぐらいの中から5名の婦人消防協力隊員を出さなければいけないと、その24世帯も本当に全てがそこに出られるような人もいない場合もあるわけなのです。それでそこを何とか自分たちも頑張っているのだと、非常に大変だというような声が聞かれました。

そこについてですね、やはり限界集落といわれる場所は平泉の中に何か所か出てきて、それは皆さん共通の悩みではあると思うのですが、自主防災という形で婦人消防協力隊も位置付けられておりますけれども、自主防災の中に、もちろん婦人消防協力隊も救護とかですね、そういった形で入ってはいるようです。自主防災組織も1地区がまだできていないということで、連携するような連絡協議会みたいな形はまだできていないと思っておりますけれども、やはりそういう総合的にみんなで考えていくというような、一律にこうすべきだということはかなり辛いものがあるのではないかというのをつくづく感じたものですから、そこはもちろん、その少ない地区だけではなくて、多い地区と三つぐらいの区が集まって一つの分隊としているようなのですけれども、そこはそこでですね、担当課の方でそういった援助というのですか、支援というのですか、そういうことをやっていただけないのかというふうに、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

ただいまの支援に対する質問でございましたけれども、現在の各分隊の取り扱いを、例えば複

数の分隊にまとめた場合に対しての組織に対する支援ということでしょうか、でよろしいでしょうか。

ここで、やるやらないのお話ができないところでございますけれども、いずれ現在も婦人消防協力隊に対しましては、運営費補助というようなことで支出しているところでございます。それから出動手当も、微々たる額ではございますけれども、規律訓練とか、あとは文化財防火訓練に出動していただきました際には、700円でございますけれども、1日当たり700円、1人700円というような形で出動手当を出させていただいているところでございます。

いずれ先程来から言われております人口減少等に伴う、また、高齢化に伴ういろんな行事への参加が難しくなっているということは認識してございます。今後それらのことを踏まえまして、婦人消防協力隊の幹部会もございまして、それらの中で協議を図っていきたく思っておりますし、特にも行事への参加については、動員人数を示して何名という形での指定をしているわけではございませんけれども、そういうところが、それぞれ隊長の負担になっているところもあるかと思っておりますので、その辺も検討しながら出しやすいような形での取り組みをしていただきたいと思います。

町長からの答弁の中にもございましたとおり、この組織そのものは必要不可欠な組織ということは、これは今後変わるものではございません。これが継続できるような形のやり方を今後検討させていただきたいというようなことで答弁とさせていただきます。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

本当におっしゃることは分かるのですが、やはり言われたのは、自分たちの地域を守るということでやらなければいけないということは本当に分かっているのだけれども、防災ということの、なぜやらなければいけないのかという、そのところですね。ここに、自主防災組織の育成に関する計画ということで計画の中にもあるのですが、そういった意識付けといいますか、そういったところがなかなか図られないと、そして出なければならぬから出ているのだという形の意識というか、やはりちょっとここに来て、昨年の災害を受けて、やはりそこら辺を共に考えるという意識改革も必要なのではないかな。自動的に出るのだというだけでは、なかなか地域だけでは抱えきれない問題も出てくると思いますが、区長含め防災会長、もちろん婦人会とかいろんな組織があるのですが、やはり婦人消防協力隊に象徴されるようにその辺の連携、あるいは自分たちでこの地域をどうしていくかということを含めてですね、行政の方でもそういったバックアップ、援助が今必要な時ではないのかというふうにつくづく考えたものから、そこをちょっとお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

防災等に対する意識の低下ということもあるということのようでございますけれども、いずれ

現在、各協力隊の幹部でございます隊長、副隊長に対しましては研修等も対応させていただいているところでございますけれども、個々の隊員の方々への意識の醸成を図るような講演等までは開催していないというような状況でございますから、それらも、講演会等も含めまして、あとはそれから地元にあります地区の消防団等々の連携も密にやっていただかなければならない組織になってございますから、その消防団からの講師を派遣していただいている研修会等も、今後それらの幹部会の中で語りながらですね、もう少し、非常に重要な問題でございますので、これからいつ時、また大災害が発生するかということは分からない時代になってきておりますので、もう少しきちんとした防災意識の醸成を図るための研修等も踏まえた中での取り組みを検討していきたいと思っております。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

是非そういう意味で、もちろん人口減という、高齢化という形で、11区の婦人消防協力隊とかそういうところだと、65歳ぐらいまでの定年制という規約を設けているのですけれども、それはもう、その地区では全く、70歳を過ぎてともいう形の方が出ていらっしゃるというところも考えていくべきなのではないのかと。やはり声を上げられないでいるということがあるようですので、その辺は町として、地域でというか全体で考えていく必要があるのではないかとといったことで質問いたしました。ご答弁をいただきました。是非とも前向きな意識醸成を図るようなやり方をやっていただきたいと思います。

それでは、二つの大きな質問をこれで終わらせていただきます。有難うございました。

議長（青木幸保君）

これで升沢博子議員の質問を終わります。

休憩といたします。

休憩 午後3時40分

再開 午後3時55分

議長（青木幸保君）

再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、石川章議員、登壇質問願います。

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

本日最後の質問でございますので、前段の先生方が全て質問して、当局からすばらしいご答弁をいただいておりますが、聞くこともないですが、ご老公がこの場に立つのですからご老公に優しいご答弁を求めます。

先に通告していました2件について、町民の代弁で質問いたしますので町民に納得していただけるようなご答弁をお願い申し上げます。

まず日夜問わず町長には町政活動をなされておりますことに対して感謝申し上げます。

早いもので平成24年も残すところあと25日、光陰矢の如しということわざがありますが、まさにそのとおりです。平成24年を振り返りますと、外国では何ととっても米国の大統領選挙オバマ氏の再選、そして中国、韓国の領土問題、北朝鮮の核ミサイル問題、全世界がいつ爆発してもおかしくない雰囲気になっているような気がします。国内では総選挙での大混乱、そして昨年の3.11の大震災の爪跡、放射能問題、これとって国民のために何一つなっていないのが現実であります。

一方、平泉町では、世界文化遺産登録になり観光客の増加になっていますが、環境整備が追い付かない状態になっているのでございます。町民の方々の声は、観光客は増加しているようだが町民我々にはどんな恩恵があるのかとの声があります。そんな中で菅原町長は、世界文化遺産登録によって幅広く営業活動を展開されておりますことにご苦労様ですが、町民からは、町長の出張が多すぎるのではないかと声が聞こえてきています。町民は菅原町長の行動に常に重視し、町長に対する期待感の現れと認識するところであります。これに対して町長は出張内容を町民に分かりやすく報告すべきと思いますが、町長のご所見をお伺いいたします。

また、あれだけの多くの出張があるのに健康状態は大丈夫なのかと心配される方々もおります。以前に高橋前町長の時、東京出張中に倒れ都内の病院に入院されたことが記憶に残っていますが、健康でこそこの町のリーダーにふさわしいと思いますが、健康管理は確保されていますか、お聞きします。

次に、2点目の学校教育についてお伺いします。

2番議員の質問と関連しますが、すばらしい答弁をいただいておりますが、私なりに質問しますのでよろしくお願ひします。

連日のように子供たちのいじめとか、子供の自殺とかが報道されておりますが、町内の学校では不登校とかいじめはないと思いますが、現在の様子をお聞かせください。

以前にグリーン・ツーリズムで生徒を受入れたことがありました。あくまでも個人的な感想ですが、家庭におじいさん、おばあさんが一緒に生活していた子供は、態度から話す言葉に温かみがありました。ご両親と子供だけの家庭の子供は、自分勝手な行動をとり、物事に注意力が欠けていたような気がしました。学問も大切だが素直な子供を育てるのが我々大人の責任であります。

そこで提案でございますが、平泉町独自で学童教育の中に老人と子供たちのふれあいの場教育時間を設置して、世界文化遺産の町にふさわしい子供たちを育てるべきと思いますが、町長並びに教育長のご所見をお伺いいたします。素直な子供たちを育て上げてこそ、いじめ、自殺の防止策となるのではないのでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願ひします。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、石川章議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、町長の出張についてであります。

議員ご指摘のありました私の出張が多すぎるのではないかとということです。新聞の日程を見まして、町民の方々からも同様のことは言われております。出張の内容について、全て案内がきたものには出席しているというふうなものではございません。その時期、その内容によって、それぞれ取舍選択をさせていただいて出張をしているというふうに思っているところでございます。私とすれば、就任した際にも申し上げましたが、私自らがトップセールスをすることによって、相手に対して私の思いが直接伝わるということが町の行政の推進に、大きな、重要なものだというふうに考えているところでございます。特に企業誘致につきましては、近隣の市町を見ますと、以前から広範にそして積極的に参加し、その積み重ねが今の実績になると聞いておりまして、遅れはとっておりますが企業誘致のフォーラム等に積極的に参加しておりまして、平泉が企業誘致をしているのだということをまずは知ってもらおうと、まさしく今の平泉の現状をPRしていくというのが大変重要な手段だというふうな思いで、それぞれ参加させていただいております。

もう一つは世界遺産の関係でございます。世界遺産になったことは平泉を売り出す大変な絶好の機会だと捉えておりまして、昨年から、特に来年、世界遺産に鎌倉そして富士山がなる、そういうふうな平泉がちょっと薄れるという状況もあります。実は私も危機は持っておりますので、その辺は今のタイミングをきちんと逃すことなくタイムリーに情報発信して参りたいと考えているところでございます。

なお、出張の報告につきましてはその都度、定例の庁議でその内容について報告をしておりますし、一番近いといえますか、会議、講演会で私が言われた際には町民の方々にも、その一端ですがご報告をさせていただいているところでございます。いずれご指摘の町民への報告をとということですが、今考えているところでは広報等でできるものは報告をしたいというふうに今考えているところでございます。

更に、議員には健康状態についてのお話をいただきました。

まさに健康は第一だというふうに思っております。最近、この体型を見ていただければですが、大変運動不足でメタボ状態に今なっております。今後も引き続きといいますか更に、日頃の体調管理を十分注意しながら一層心がけて参りたいと考えているところでございます。

次に、学校教育についてご質問でございます。

議員にはグリーン・ツーリズムにおいて積極的に生徒の受入れをさせていただいていることに感謝を申し上げます。

さて、子育てにつきましては、家庭が基本であるということは論を俟たないところであります。地域ぐるみで見守り育てることによって社会性も身に付き、相手を認め、共に生活していくことの大切さを学んでいくものと考えております。

しかし、近年は少子化や家庭、地域を含めた社会環境の変化が大きく子供の暮らしを変え、行動にも影響を及ぼしているものと捉えているところであります。

こうした中、人に思いやりを持ちながらたくましく生きようとする豊かな心を持つ子供たちを育てていくことは、大変重要なことだというふうに認識しているところであり、議員ご提案の地域の高齢者を含めた多くの年代の方々とふれあいを、日常の中で持つことは大変意義があるものと感じておりますことから、今後とも機会を捉えうながしていきたいというふうに考えているところでございます。

私からは、以上でございます。

議長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

学校教育についてのご質問がございましたので、私の方から具体的な部分についてお話をさせていただきます。

いじめ等についての町内の様子はどうかというお話でありますけれども、現況をお答えします。町内の小学校ではゼロ、中学校では9件の認知件数と報告を受けているところであります。9件の内訳は、ひやかし・からかいが6件、無視された2件、軽くぶつかられた1件、以上でございます。

これらの対応についてでありますけれども、学校では担任任せにせず、生徒指導主事や養護教諭、支援員等、学校ぐるみで聞き取り調査をし、指導して解消しているというふうに報告をいただいております。

なお、小学校からはゼロという報告をいただいたわけではありますが、今後とも子供たちの言動や行動等注意深く観察をし、その変化に留意するよう指導しているところであります。

いずれいじめは、受ける側がいじめと感ずるということによるものであります。個々に寄り添い、子供たち全てに他とのかかわり、互いに認め合う繋がり大切さ、そうしたことをすり込んでいくことこそいじめ解消に繋がるものと思っております。

続いて、学童教育の中で老人とのふれあいの現場教育の時間を設置してはどうかというお話であります。まず町内の小学生を持つ家庭の現状から報告をさせていただきます。両小学校299家庭中三世代同居の家庭は185家庭、パーセンテージにしますと62%であります。核家族家庭は99家庭で33%、一人親家庭は15家庭で5%と、このような内訳になっております。このことから、私の経験上、他の市町村と比較して核家族家庭、一人親家庭は少ない状況にあるというふうに捉えておりますが、これも徐々にその占める割合は増えつつあるのではないかとこのように思われ、お年寄りと日常的にふれあう中で子供たちが学ぶのは確かに少なくなっている、その傾向にあるというふうに捉えております。

そのような状況の中で、町内両小学校での地域のお年寄りを招いてのふれあい学習、ふれあい交流が実施されているわけではありますが、例えば祖父母学級、老人ホームへの訪問、学校支援ボランティアや放課後子ども教室、わくわくフィールドのボランティアの方々とふれあい、例え

ば具体的にいいますと、菊づくりの指導をしていただいたり、ミシンの操作をゲストティーチャーに習ったり、まだまだたくさんあるわけでありますが、そうしたようなことで学校ではお年寄りとのふれあいということを位置付けて活動しているということでもあります。

このような様々な場面で地域のお年寄りに活躍いただいているところであります。今後も学校に限らず地域内でふれあえる機会が増えていくよう、増やしていくよう、そのように願っているところであります。

なお付け足しになりますが、多くはお年寄りが参加していただいている両小学校に対する学校支援ボランティアの実情を報告させていただきますと、登下校を見守っていただいているスクールガードから学習支援ゲストティーチャー、読み聞かせグループ、環境整備支援、スポ少の指導者等、かかわっていただいている方々の実人数は今年度372名を数えております。平成23年度には延べ人数で、平泉小学校2,945名、長島小学校に1,747名という大勢の町民の方々に支援をいただいているところであります。この場をお借りして感謝申し上げたいと思います。以上でございます。

議長（青木幸保君）

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

ご丁寧にご答弁いただきましてありがとうございます。

質問に関しまして、我々はこういう報告書をいただいて内容はよく分かっているのですが、なかなかこれ町民に渡っていないから、やはりそういう話が出るのではないかとそういうふうに思われます。

過去の経過を見ますとですね、稼動日数を年間265日と見なすと、平成20年3月議会から12月議会まで県内の出張というか、平泉町から出た、一関とか盛岡とか、いずれ県内に出張した分ですね、あとは県外は岩手県から出た日数でございます。平成20年には、県内出張は55日、県外出張は27日、計82日となっております。約35%ですか、265日の中でですね。それから平成21年3月議会から12月議会では、県内出張が61日、県外出張は31日、計92日、35.4%ですか、この2年の分は前町長の出張の分です。それから平成22年はまたがっておりますのでそれは見ませんでした、平成23年3月議会から12月議会では、県内出張が75日、県外出張は52日、合計127日、48.8%。それから平成24年3月議会から12月議会、今日の議会までですね、県内出張が92日、県外出張は60日と計152日ということで、約58%という形になっております。

これは、やはり先程も申し上げましたが、世界文化遺産の登録によってのあらゆる出張がこういうふうに重なっていると思いますが、数字で見ますとこの数字の裏には、世界文化遺産という大きな看板を背負っての行動だと私は理解しているところでありますが、町外の方からもよく話されますが、観光客の増が営業の現れと認識しています。町長は営業によって、他にこれとこれが成果だということがありましたらお知らせください。

先程も話しましたが、健康状態を保てるのかと心配しているところでございます。前の町長は

よく助役、副町長を出張させている場面がかなりあるようでございますが、いずれ健康は大丈夫だという先程のご答弁でございましたが、大丈夫だからこそ気を付けていただかなければならないと思いますが、この件につきましてもご質問します。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

成果といいますか、私からすれば自分自身、当然町民の健康なり安心安全どう守るかというのが私の大きな仕事でございます。そのためには、それぞれの時点での判断力というものが求められるというふうなことで、折りにつけといいますか出張した際には、いろんな方々のお話を聞く機会がございます。それはその判断力の礎になると思ってございまして、特にどれがどうというふうなお話は具体的にはありませんが、今回の行政報告ですね、その中にもありましたトップフォーラムという災害対策の関係での研修等ではですね、やはりトップとしての役割、常に危機管理を持っていなければいけないのだと、やはり信頼されるトップでないと、何か災害でも事件が起きた時にでもその判断力が問われるのだという貴重なお話をいただいたところです。そういうふうなところの研鑽といいますか研修も含めて、率先してそういうふうな情報収集には取り組んでいるというふうに思っております。

一度企業にお邪魔した時に、是非我々の従業員も平泉の観光をさせたいがどうなのだというふうな話がありました。それがきっかけで本当に100人単位の従業員の方が平泉に来たというふうなことが、それが成果だと直接には言えるものではないと思いますが、やはり町をPRする、町の良さをいかにアピールするか、そこはやはり今注目される平泉だからこそ必要なのかなと思っております。

あとは、それぞれ行けない部分につきましては、副町長なり担当課長がそれぞれ行ってですね、いろんな大会に参加するなり、そういうふうなことをやっているところでございます。

今数字があつてですね、以前と比べて大変多いというふうな話ですが、私からすれば多くは土曜日、日曜日のいろんな大会とか祭りがあるものですから、平日はなるだけといいますか、こちらにいるというふうなことを心がけております。

いずれ先程、最初の答弁でもお話を申し上げましたが、それぞれ取捨選択させていただいて、その時期なり内容について精査させていただいてそれぞれ出張しているというふうなことについてはご理解願いたいと思っております。

あとは先程申し上げました町民への、どんなところに行ってきたんだべとか、どういうふうなことなんだというふうなお話があります。機会を捉えてその辺については、工夫をしながらですね、広報を割いて自分の行動はこうだったというのではなくて、こういうふうな状況でしたという状況の報告だけでもいいのかなという思いで、まずはやってみたいなというふうな思いで今検討させていただいているところでございます。

あと健康の関係でございます。やはりいろいろと、私も主治医といいますか、おりまして、それぞれ相談しながら健康には十分注意をして参りたいと。特にメタボの部分については運動不

足でもありますが、暴飲暴食というふうなのが一番の問題というふうなことなので、日頃のきちんとした生活をできるような、そういうふうにながけて参りたいと考えております。以上でございます。

議長（青木幸保君）

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

ありがとうございます。いずれ町長は町民のためということで行動しているというのがよく分かります。この機会に、報道関係者がおりますのできちんと報告ができると思います。それだけはおかげさまで町民の方々にも分かっていたかと思ひます。成果はこれから出てくると思ひます。今半ばですから、今までの行動の営業した形がこれから出てくると思ひますので、いずれ今後とも町の利益になるような町民のためにより出張のあり方でやっていただきたいと思ひます。

それから学校教育の件でございますが、中学校で9件という、いじめといえはいじめなのかな、そういったことであるというふうなことでございますが、先般の市の方で見た時の1カ月に7日以上欠席した小中学生が、10月現在で小学生が23人、中学生は80人と去年の倍以上になっているというふうなことでございます。これは一関だから多分、廃校になって何校あるかちょっと私も分かりませんが、かなりの広い戸数でございますが、やはり中学生が多いような形になっているようです。要因は様々でそれぞれの子供の状況に応じて、本人が可能な範囲で登校を認めることにしているというふうなことでありますが、平泉町の場合はどういふ、先程も若干触れたようですが、ちょっとその件お知らせ願ひます。

議長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

今、手元に不登校についての資料を持ち合わせておりませんので、頭の中にある部分でお話をさせていただきますと思ひますが、いわゆる30日以上欠席をした、年間ですね、それが不登校というふうな形になっております。それ以下であれば登校しぶりとかいう形で定義付けられているわけでありすけれども、平泉中学校でも30日以上に達している子が4名だったと思ひすけれども、いるというふうな状況であります。ただ、完全に来れなくなっているというふうなことではなくて、来たり来なかつたりで通算すると30日を超えているという、そういう状況にあるというふうなことであります。

この数が学校の規模からしてどうなのかというふうなことについては、他との比較をしたことはありませんが、極めて極端に多いというふうなことでもありませんし、逆に少ないというふうなことでもないかと思ひているところでありすけれども、いずれ長く休みがちであるというふうな子が出ているということはそのとおりであります。

小学校ではそういう傾向にはないわけで、中学校に来てからというふうなことです。今お話をいただいたとおり、様々な要因はあるかと思ひますが、ここで具体的には申せませんが、

根っこの部分は小学校時代のところから何か、やはりそういうきっかけになる、要因となるようなものが芽生えつつあるのかなというふうには捉えているところであります。

議長（青木幸保君）

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

小学校のその時点で芽を摘むような形は出来ないようなものではないでしょうか、分かることだと思いますが。

議長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

小学校の教育では、非常にきめ細かに一人ひとりの子供の状況に応じて手を差し伸べているというふうなことです。その段階ではしぶるということは、長く続くというふうなことはなく、経緯推移しているのではないかと思います。芽を摘むというのは大変難しいことであろうと思います。確かにちょっとした変化とかですね、そういったことに応じて学校で対応するというふうなことは大事なわけでありましてけれども、あるいは、その点は若干弱いところがあるのかなと、そんなふうには思っているところであります。

言い方が適切かどうか分かりませんが、ある意味では小学校では純粹培養的に、みんなで囲んで寄り添ってというふうな形でもって指導する、生活をさせるということがあるわけですが、中学校に入りますとそういったような個々に対するきめ細かさというのは、どちらかというと、徐々に大人になってくるというふうな受け止め方の中で、仲間とのかかわりを大事にさせながら指導していくというふうな中で、今までいろんな子供がきたえられる場面というのが小学校ではない中で、中学校に来ると打たれ弱いと言ったらいいか、そういった面も出てきての結果ですることもあるのかと思っているところであります。

議長（青木幸保君）

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

先程、教育長がいじめの内容で冷やかしかかからいかとかということがあるという形でございます。先日3日の日ですか、NHKで放映されておりましたが、いじめに関して130通のファックスが届いたということで、いじめ問題を題にして話をしたらそういったことが来た。そして一例ですが、やはり陰口や冷やかしを言われると、これがどうしようもない、これが現実だということで、卒業してからもずっと後まで続くというような例が出ていたようですが、いずれ更に大人に和解されても、その先に自分に向かってまた来ると、そういうような現況だということで放送されておりましたが、平泉の場合はそういった面はどうなのでしょうね。

議長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩渕実君）

卒業してからまでも、大人になってからまでもそうしたいじめを引きずってといえますか、いうふうな形で過ごさなければならないというふうな、そういう状況にあるケースは本町の場合はないというふうに捉えております。先程申しましたように、学校では解決をしたというふうな報告をしてきているわけでありますが、お互いの違いを認め合うような中で、加害にあたる子についても指導がされているというふうなことでありますので、その辺については将来にわたってというふうなことはないのではないかと、そんなふうに思っています。

なお、私は被害者、加害者、実はもう1グループがありまして、その周辺にいる傍観者というのがありまして、この傍観者の存在というのが非常に大きいと思っております。その子たちが周りから、例えば加害にあたっている子に対して、それは違うぞというふうな声を発することができるかどうか、それをどう育てるかというのが学校においては大変大事なのではないかなど。観衆としてはやし立てる者、それから全然見て見ぬふりをするというか、タッチしない遠く離れて見ている者、傍観者にも2種類あるというふうに言われておりますけれども、この辺のところをどう子供たちに揺さぶりをかけて、いわば正統派を育てるといえますか、そうしたようなことをしていかない限り、やはり何度も繰り返される。あるいは人を替えて加害の子が被害者になることも実はあるわけでありますが、そうしたことが繰り返されるものであろうというふうに思っておりますので、そのような話を現場の学校にはしているところではあります。

議長（青木幸保君）

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

私がこれを心配しているのは、いじめが年間に14万4,054件という前年度よりも2倍も増えているというふうな調査結果が報道されたわけでございます。ですから平泉町にそういうのが起きると困るなということで、それをなくすにはやはり年寄り、人生の大先輩ですね、その方々と一緒になって行動することによって気持ちが穏やかになるのではないかと、そういうふうと感じるところでござりますので、それでその老人との教育時間をとったらいいのではないかと、そういうふうに思っているわけでございます。

実際的に交通指導とか、そういうふうな案内以外に教室とか広場で何かやったということがありましたら、ちょっと教えてください。

議長（青木幸保君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

おっしゃるとおりでありまして、学校支援といった場合に、いわゆる学校を支える、例えば聞き慣れていいますと草刈りとかですね、スクールガードもそうなのですが、学校内に入らないで周りを整えると、そういう支え方というものもあるわけでありまして。どちらかという、そういうふうなことが今まで中心ではなかったかと思えます。

かつては学校の先生方も、外部の者が入ってくることに對する拒否反応といえますか、そうい

ったようなものがあつたような気がいたします。私自身も現場の時にはそういうふうな思いを受けたことがあります。ただ、今町内の学校を回ってみますと、今議員おっしゃるように、例えば勉強の時間に是非入ってきてほしいと、そういうような形でボランティアの方が入ってくることは、大歓迎というよりもお願いしたいというそういう声が、特にも校長先生方から多くなっております。先生方も抵抗感はない。

例えば先程申しましたように、ミシンの操作、このことは、例えば小学校ですと男子教員も家庭科を持ちますから苦手な部分はたくさんあるわけでありまして。調理実習にしてしかりです。そういう時に地域のおばあさんやあるいはお母さんが、手慣れた形でその操作を子供に寄り添って一緒に指導していただく、このくらいありがたいことはないわけで、そういう良さを現場の先生方は徐々に徐々に分かってきつつあるのではないかな。このことが地域でもって育てる、あるいは学校地域ぐるみで支えるというふうなことの大きなきっかけになってくるのではないかなと思いますし、今後ともそういったケースがたくさん出てくればいいな、学校ではそれを大変期待しているという、そういう向きもありますし、広報などで、こういうふうなことで活躍していただいておりますということを発信をしているところもありますので、是非これからは地域の方々にたくさん学校に寄っていただいて、入っていただいてというふうなことを私も望んでいるところであります。

議長（青木幸保君）

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

先程から、2番議員の時にも聞いておりましたけれども、子供たちが感謝の気持ちを出すという教育のあり方はどの辺でやっているか、ちょっとそれを聞きたいのです。やはり一番大事なのは感謝の気持ちを持たなければだめだと思いますので、その辺どの程度のところで感謝の気持ちを表す教育をしていくのか、それをお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

全て私が捉えているわけではありませんが、年に何回かあるいは締めくくりの時期などに、スクールガードの方々をお呼びして感謝の言葉なり、何かそういった形の会を持つとかというようなことで行われているのではないかと思います。ちょっと具体的な場面はまだまだ、多分学習発表会の場面なんかでもあるのかと思いますけれども、ちょっと把握はしておりません。大変申し訳ありません。

議長（青木幸保君）

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

いずれ今いろいろとお聞きしましたが、すばらしい平泉町の子供たちが育っていくのではないかと、そういうふうに期待します。

それから、今、長島小学校では校報ながしまというのですか、あれは週に1回、10日に1回か発行して我々に届くのですが、よく学校の内容が分かりますね、やはりああいうことはすばらしいことだと思っておりますが、あれは平泉小学校でもやっているわけですね。

議長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

平泉小学校では、校長先生が出すお便りと、副校長が担当していますスクールプランという形で学校の様子を伝えるという2本立てで行っているようであります。発行の期間といたしますか、どのくらいに1回というふうなことについては把握していませんが、2人で両面作戦でやっているということでありまして、中学校もそんなに回数は多くないわけですけれども、時期、時期に出していただいているというふうなことであります。

長島小学校については、全戸配布になっているのかどうか私も把握していませんけれども、石川章議員のところにも届いているということであれば、あるいは地区全戸配布なのか、あるいは広報と一緒に挟んでという形で回覧されているのか、ちょっとそこは把握しておりません。

議長（青木幸保君）

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

配布は地域の子供たちが担当されているようです。もし子供たち来なければ親が。だから10日に1回か持って来る時に、3部そろえて持って来る時もあるのですよね、それでもやはり内容が分かるということは大変ありがたいことだと思います。

それによってこそ、そういう活動をされることによっていじめもゼロという形になってくるのではないかなと、そういうふうに思いますね。

これからもひとつ、良い教育方針にしたがって子供たちを育てていくようお願い申し上げます。我々もここで話すばかりではなくて、側面から協力するような立場で持っていかないと地域全体の教育にならないと思いますので、その辺も我々も頑張っていきたいと思いますので、今後ともよろしく、良い教育方針で進んでくださるようお願い申し上げます。

1時間たっぷりやってくださいというようなことですが、いろいろとお聞きになりましたので、暗くもなってきましたので、この辺で閉じたいと思います。いろいろとご答弁ありがとうございました。

議長（青木幸保君）

これで石川章議員の質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

議長（青木幸保君）

これで本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は明日7日、午前10時から引き続き一般質問を行います。
本日はこれで散会します。
ご苦労様でした。

散会 午後4時37分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 青 木 幸 保

署名議員 石 川 章

同 小松代 智